

第2期 阿久根市

いのち支える自殺対策計画

～誰も自殺に追い込まれることのない
阿久根市の実現を目指して～

(素案)

令和7年 月
阿久根市

目 次

第1章 はじめに（計画策定の概要）

1 計画策定の趣旨等	1
2 計画の位置付け	2
3 計画の期間	2
4 計画の目標	3
5 SDGsとの関係	3

第2章 阿久根市における自殺の現状と課題

1 自殺に関する統計	
(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移	4
(2) 性別・年代別自殺者数	5
(3) 職業別自殺者数	5
(4) 原因・動機別自殺者数	6
(5) 本市における自殺の特徴	7
2 市民アンケート（こころの健康意識調査）結果	
(1) 悩みやストレスについて	8
(2) こころの健康状態について	9
(3) ストレス時の思考について	10
(4) 自殺対策に関する認知度	11
(5) 市の自殺対策で必要と思うものについて	12
(6) 自殺を考えた経験について	13
3 第1期自殺対策計画の取組と評価	14

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺対策の基本理念	15
2 自殺対策の基本方針	15
3 施策の体系	17

第4章 施策の展開

1 基本施策	
(1) 地域におけるネットワークの強化	18
(2) 自殺対策を支える人材の育成	20
(3) 住民への啓発と周知	22
(4) 生きることの促進要因への支援	24
(5) 子ども・若者への支援の強化	30
(6) 女性への支援の強化	33
2 重点施策	
(1) 高齢者に対する取組	35
(2) 勤務・経営者への取組	39
(3) 無職者・失業者、生活困窮者に対する取組	41

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制	43
2 進捗状況の把握	43

第1章 はじめに（計画策定の概要）

1 計画策定の趣旨等

我が国の自殺者数は、平成 10 年に急増し、その後も高い水準で推移していました。

これまで「個人の問題」と認識されがちであった自殺は、平成 18 年に『自殺対策基本法』が施行され、その基本理念に「自殺対策は、自殺が個人的な問題としてのみ捉えられるべきものではなく、その背景に様々な社会的な要因があることを踏まえ、社会的な取り組みとして実施されなければならない」と定められ、「社会の問題」と認識されるようになりました。

また、平成 19 年には『自殺総合対策大綱』が制定され、各都道府県における自殺対策推進のための枠組みが整備されたことにより、平成 22 年以降は自殺者数が減少傾向となりましたが、その後も 2 万人を超える状況が続いています。

このような中、平成 28 年に『自殺対策基本法』の改正が行われ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現を目指して、すべての都道府県及び市町村が自殺対策計画を策定することとされ、平成 29 年の第 3 次自殺総合対策大綱では、子ども・若者の自殺対策が、令和 4 年の第 4 次自殺総合対策大綱では、新たに女性に対する支援の強化が重点施策となりました。

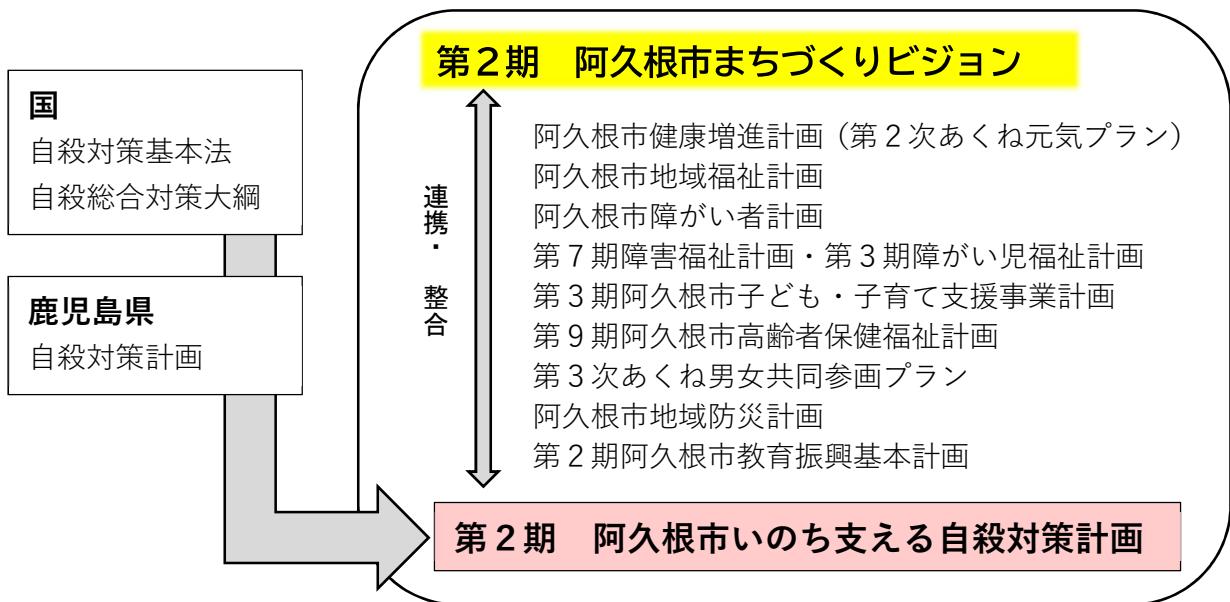
鹿児島県においては、平成 28 年以降の自殺者数は 200 人台で推移していましたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、令和 4 年には 7 年ぶりに 300 人を超える状況となっています。

本市では、自殺対策基本法に基づき、自殺対策を総合的かつ効果的に推進するため、府内の関係部署による「阿久根市自殺対策関係者連絡会」を平成 23 年度に設置し、自殺対策に関する情報共有を図りながら、市民への普及啓発や各種相談、こころの健康づくり講演会等の事業に取り組んできました。

令和 2 年には、本市のこれまでの取組を全庁的な取組として更に総合的に推進するため、「阿久根市いのち支える自殺対策計画」を策定し、本市における自殺対策を推進してきました。このたび、令和 6 年度に計画期間の終了を迎えることから、新たに「第 2 期阿久根市いのち支える自殺対策計画」（以下、「本計画」という。）として、本市における取組を一層発展させ、自殺対策を推進するために策定するものです。

2 計画の位置付け

本計画は、改正後の自殺対策基本法に基づき、国の定める自殺総合対策大綱の趣旨を踏まえて、同法に定める「市町村自殺対策計画」として策定するものです。同時に、「第2期阿久根市まちづくりビジョン」や「阿久根市健康増進計画（第2次あくね元気プラン）」、「阿久根市地域福祉計画」等の関連計画との連携・整合性を図ります。



3 計画の期間

本計画の期間を令和7年度から令和12年度までの6年間とします。

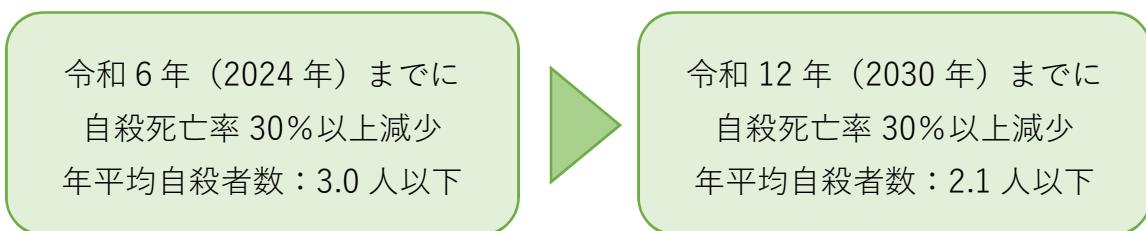
ただし、計画期間中に社会情勢の変化等が生じた場合には、必要に応じて見直しを行います。

R 2年度 (2020)	R 3年度 (2021)	R 4年度 (2022)	R 5年度 (2023)	R 6年度 (2024)	R 7年度 (2025)	R 8年度 (2026)	R 9年度 (2027)	R 10年度 (2028)	R 11年度 (2029)	R 12年度 (2030)
第1期自殺対策計画										
						第2期自殺対策計画				

4 計画の目標

国は、自殺総合対策大綱において、令和 8 年（2026 年）までに、人口 10 万人当たりの自殺者数（以下「自殺死亡率」という。）を平成 27 年と比べて 30% 以上減少させること、鹿児島県でも令和 10 年までに平成 27 年と比べて 30% 以上減少させることをそれぞれ目標としています。

本市内で発生した自殺者数は、平成 30 年から令和 4 年までの 5 年間で累計 15 人、年平均で 3.0 人が亡くなっているという状況から、県と同様に令和 10 年までに 30% 以上減少させることを目標とし、本計画の終期である令和 12 年までの 6 年間で、年平均自殺者数を 2.1 人以下に減少させることを目指します。



5 SDGs との関係

持続可能な開発目標（SDGs：Sustainable Development Goals）とは、「誰一人取り残さない」をコンセプトに、持続可能な社会の実現に向けて、平成 27 年 9 月に国連本部において採択された令和 12 年までの国際目標です。

自殺対策は、生きることの包括的な支援として、社会全体の自殺リスクを低下させるとともに、一人一人の生活を守るという姿勢で展開されます。これは、SDGs の理念と合致するものであり、SDGs の達成に向けた政策としての意義も持ち合わせるものです。

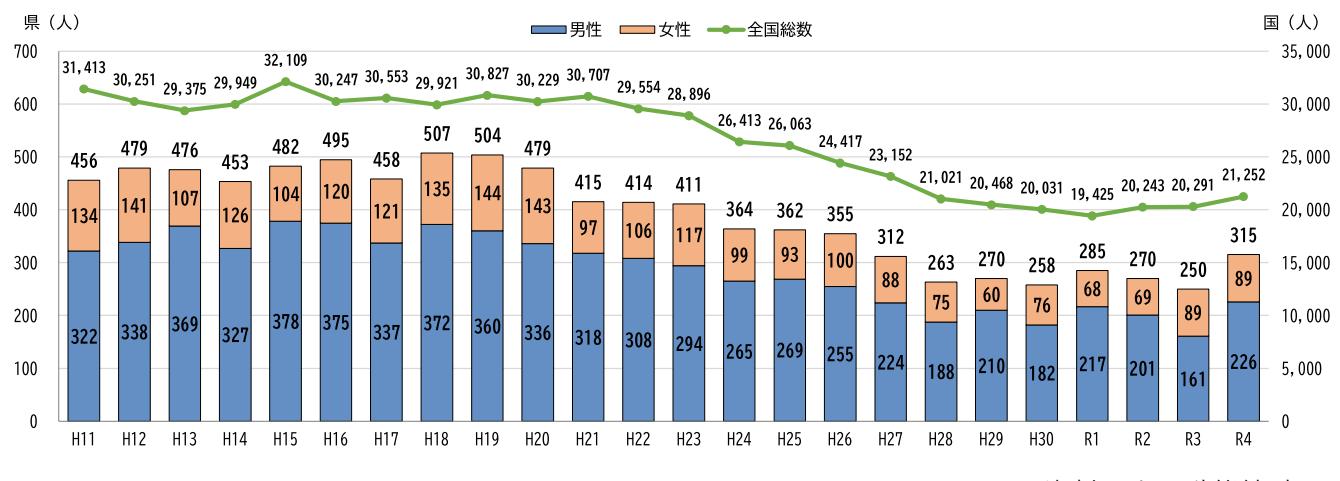


第2章 阿久根市における自殺の現状と課題

1 自殺に関する統計

(1) 自殺者数・自殺死亡率の推移

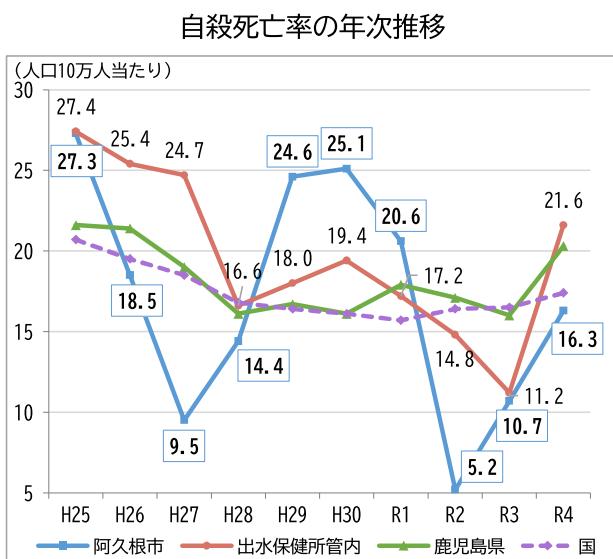
■鹿児島県の自殺者数の推移



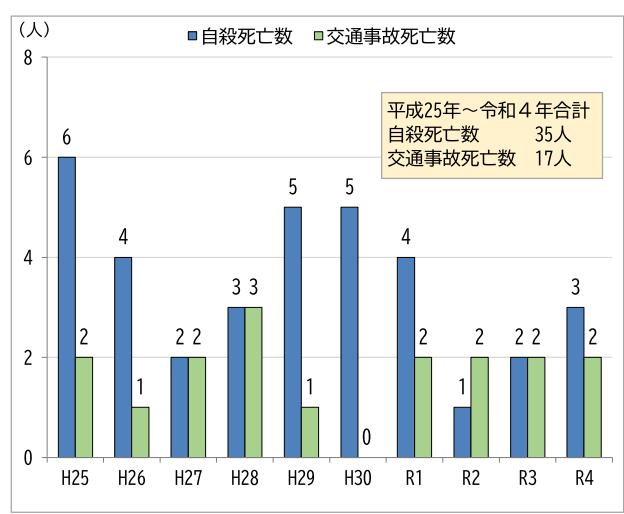
資料：人口動態統計

鹿児島県の自殺者数の推移をみると、平成 19 年までは増減があるもののおむね 500 人前後で推移し、その後の平成 20 年以降は減少傾向にあります。令和 4 年では令和 3 年より 65 人増加し、315 人となっています。減少傾向とはいえ、年間で 300 人を超える方が自殺で亡くなっていることから、非常に深刻な状況にあります。

■阿久根市の自殺死亡率と自殺死亡数



自殺死亡数と交通事故死亡数



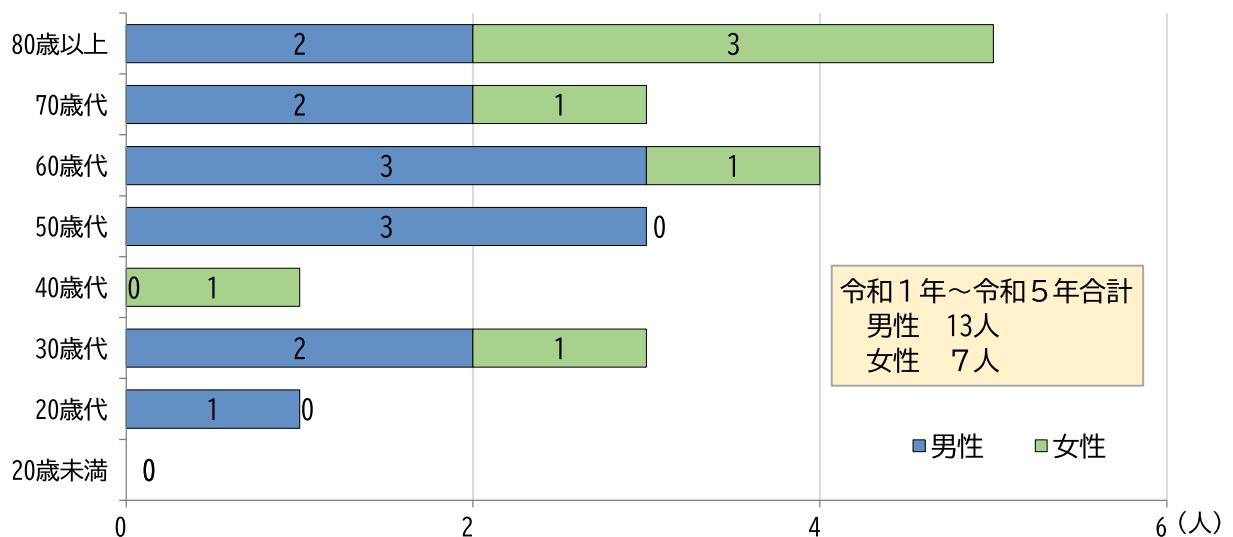
資料：人口動態統計

資料：人口動態統計

令和 4 年の自殺死亡率は、国や県と比較すると低い状況にあります。

また、本市の平成 25 年から令和 4 年の自殺死亡数は、10 年間で 35 人、10 年平均では 3.5 人となり、交通事故死亡数の平均 1.7 人の約 2 倍となっています。

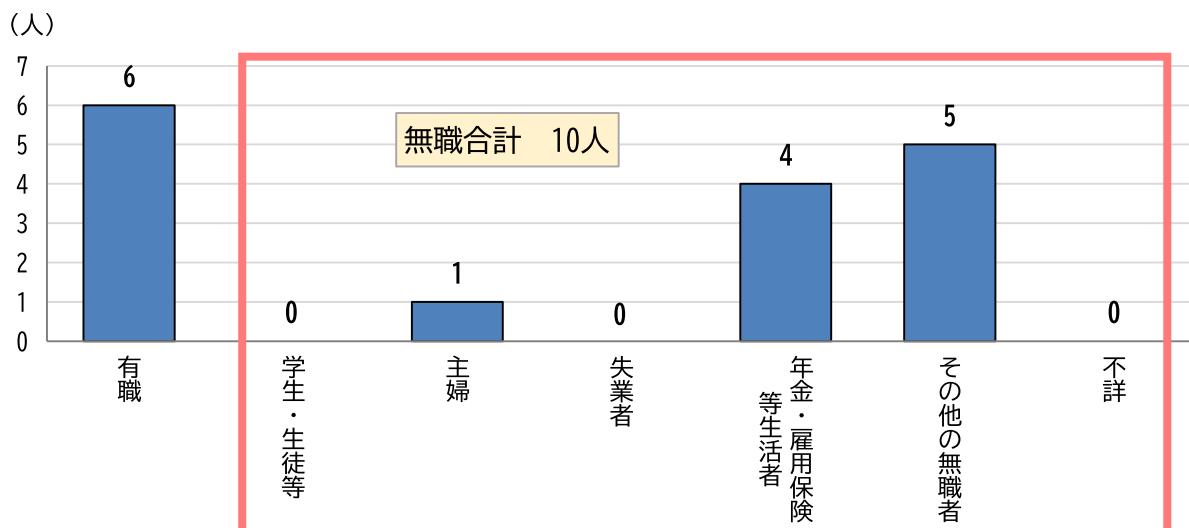
(2) 性別・年代別自殺者数（令和1年～令和5年の合計）



資料：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

年代別にみると、80歳以上、60歳代、70歳代と30歳代及び50歳代の順に多く、男女別では5年間の合計でみると男性が13人と、女性の7人より約2倍多い状況です。

(3) 職業別自殺者数（令和1年～令和5年の合計）

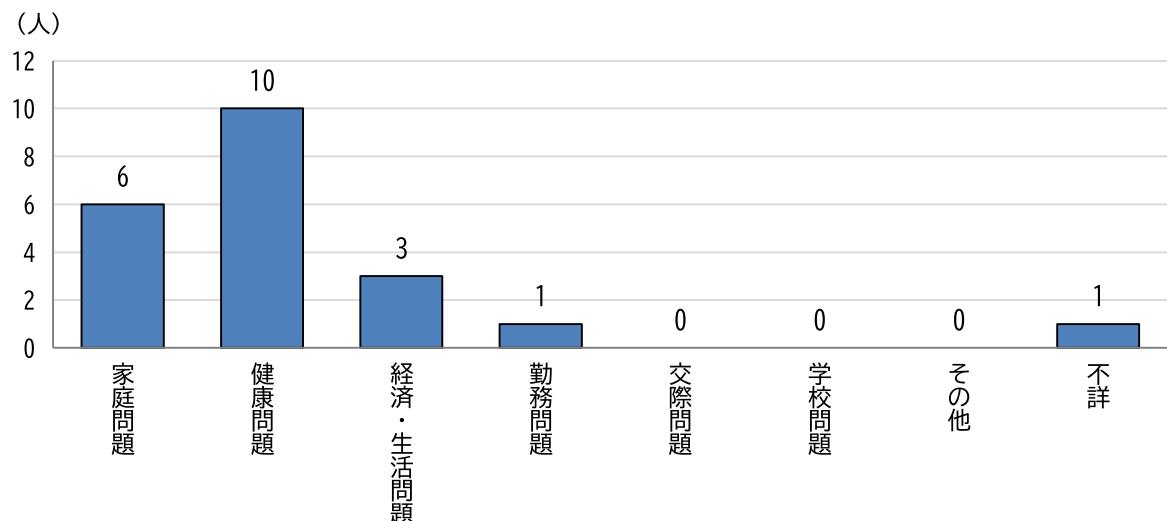


資料：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

職業の有無別にみると「無職」が多く、その中でも「年金・雇用保険等生活者」と「その他の無職者」が多い状況です。

※ 令和2、3年は自殺者総数が2人以下ため内訳が非公表となり、上記数値には含まれていません。

(4) 原因・動機別自殺者数（令和1年～令和5年の合計）

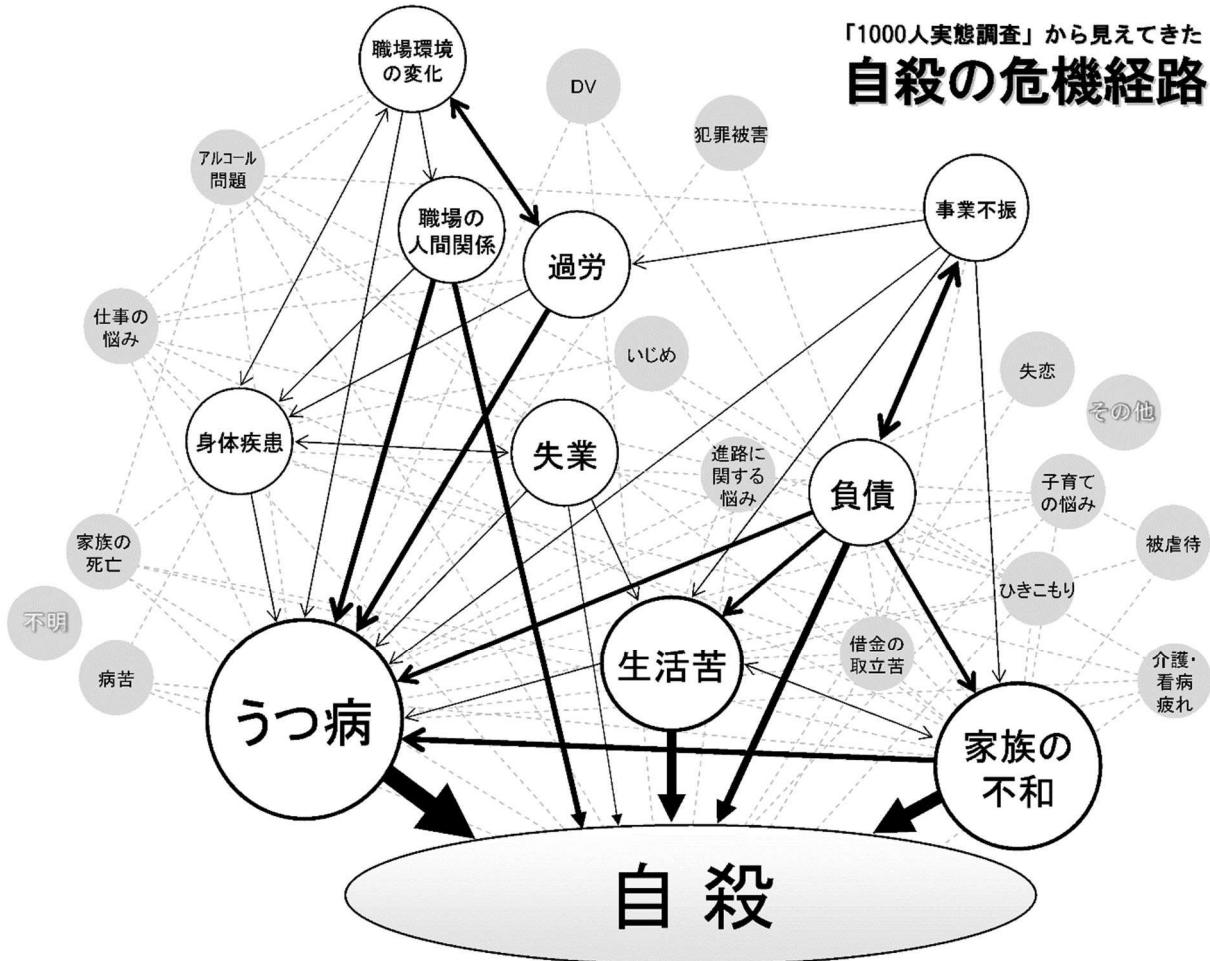


資料：地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）

「健康問題」が最も多く、次いで「家庭問題」が多い状況です。

※ 原因・動機を複数計上している場合があるため、実人数とは一致しません。

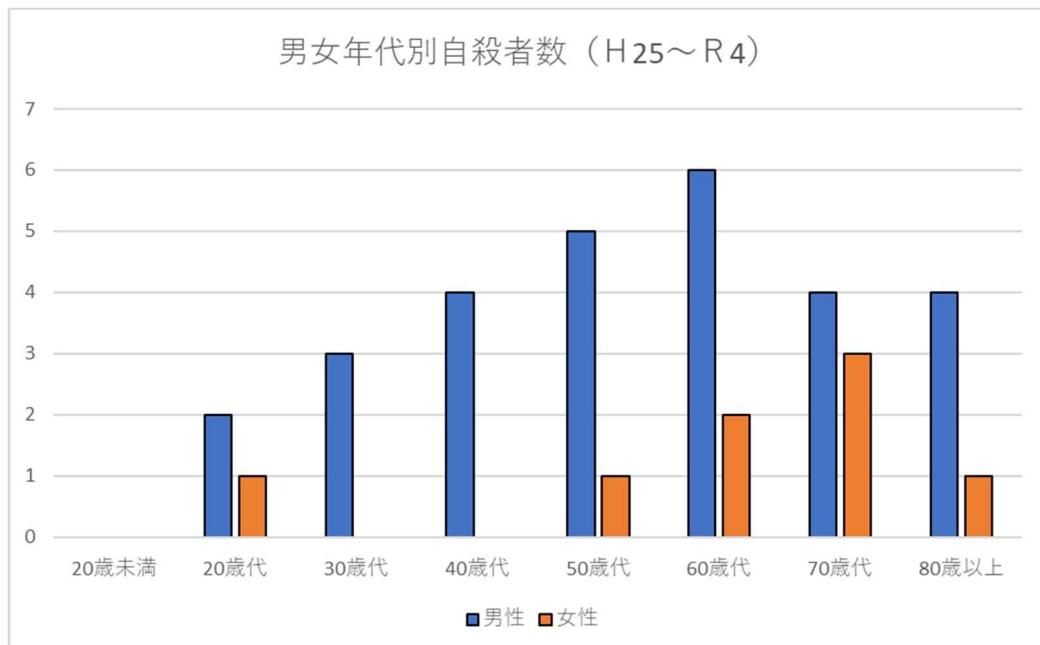
また、令和2、3年は自殺者総数が2人以下のため内訳が非公表となり、上記数値には含まれていません。



(5) 本市における自殺の特徴（対策が優先される対象郡）

一般社団法人いのち支える自殺対策推進センター（以下「JSCP」という。）では、各自治体の「地域自殺実態プロファイル」を作成し、地域の自殺者の特徴、属性（性別、年齢等）別の自殺者数等の情報を提供しており、本市については次のような分析を行っています。

自殺者の特性 上位5区分	自殺者数 (5年計)	割合	自殺死亡率 (人口10万対)	背景にある主な自殺の危機経路
1位 男性 60歳以上無職同居	4	20.0%	44.3	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）+身体疾患→自殺
2位 女性 60歳以上無職同居	3	15.0%	21.9	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3位 男性 40～59歳無職独居	2	10.0%	1,327.4	失業→生活苦→借金→うつ状態→自殺
4位 女性 60歳以上無職独居	2	10.0%	34.3	死別・離別+身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
5位 男性 60歳以上有職同居	2	10.0%	29.3	①【労働者】身体疾患+介護疲れ→アルコール依存→うつ状態→自殺 ②【自営業者】事業不振→借金+介護疲れ→うつ状態→自殺



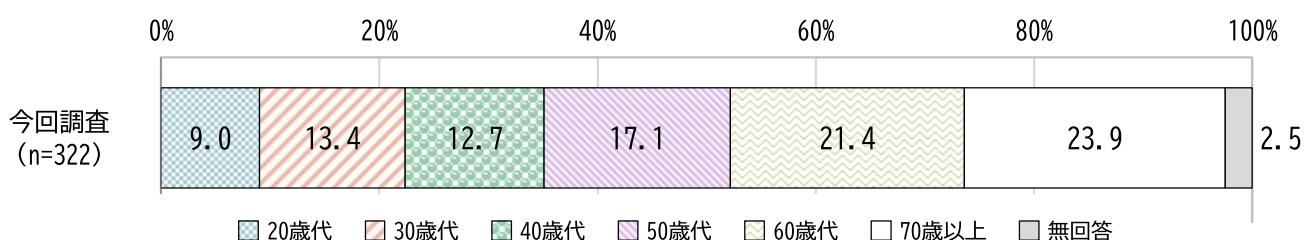
◎ 本市において推奨される重点パッケージ

「高齢者」「勤務・経営者」「無職者・失業者」「生活困窮者」

2 市民アンケート（こころの健康意識調査）結果

本計画の見直しに当たり、市民のこころの健康状態や自殺を取り巻く意識等を把握するため、「阿久根市こころの健康に関する住民意識調査」を実施しました。調査の詳細は次のとおりです。

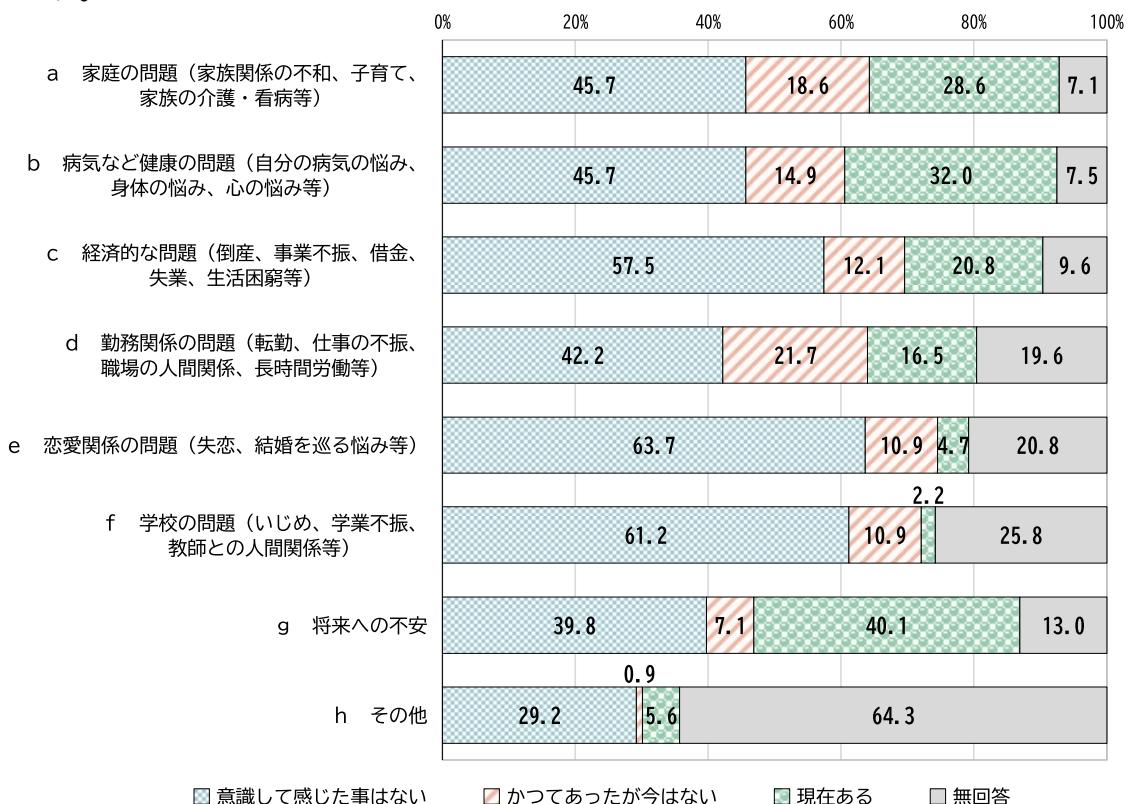
【調査時期】	令和6年8月
【調査対象】	本市に住所を有する20歳から70歳代の市民から無作為抽出
【調査方法】	郵送によるアンケート調査（郵送による回収またはインターネット回答）
【配布数】	1,200件
【有効回収数】	322件（有効回答率 26.8%）



(1) 悩みやストレスについて

不満を感じることについては、「現在ある」の割合は、「将来への不安」で4割、「家庭の問題（家族関係の不和、子育て、家族の介護・看病等）」「病気など健康の問題（自分の病気の悩み、身体の悩み、心の悩み等）」が約3割と高くなっています。

一方で、「恋愛関係の問題（失恋、結婚を巡る悩み等）」「学校の問題（いじめ、学業不振、教師との人間関係等）」では、6割以上が「意識して感じた事はない」としています。



(2) こころの健康状態について (K 6)

※K 6とは

米国の Kessler らによって、うつ病・不安障がいなどの精神疾患をスクリーニングすることを目的として開発された指標。

「神経過敏だと感じことがある」「絶望的だと感じことがある」「そわそわ落ち着かなく感じことがある」「気分が沈み、気が晴れないように感じることがある」「何をするにも面倒だと感じことがある」「自分は価値のない人間だと感じることがある」の 6 項目ごとに「まったくない」0 点、「少しだけある」1 点、「時々ある」2 点、「よくある」3 点、「いつもある」4 点を与え、合計点を算出したもの。

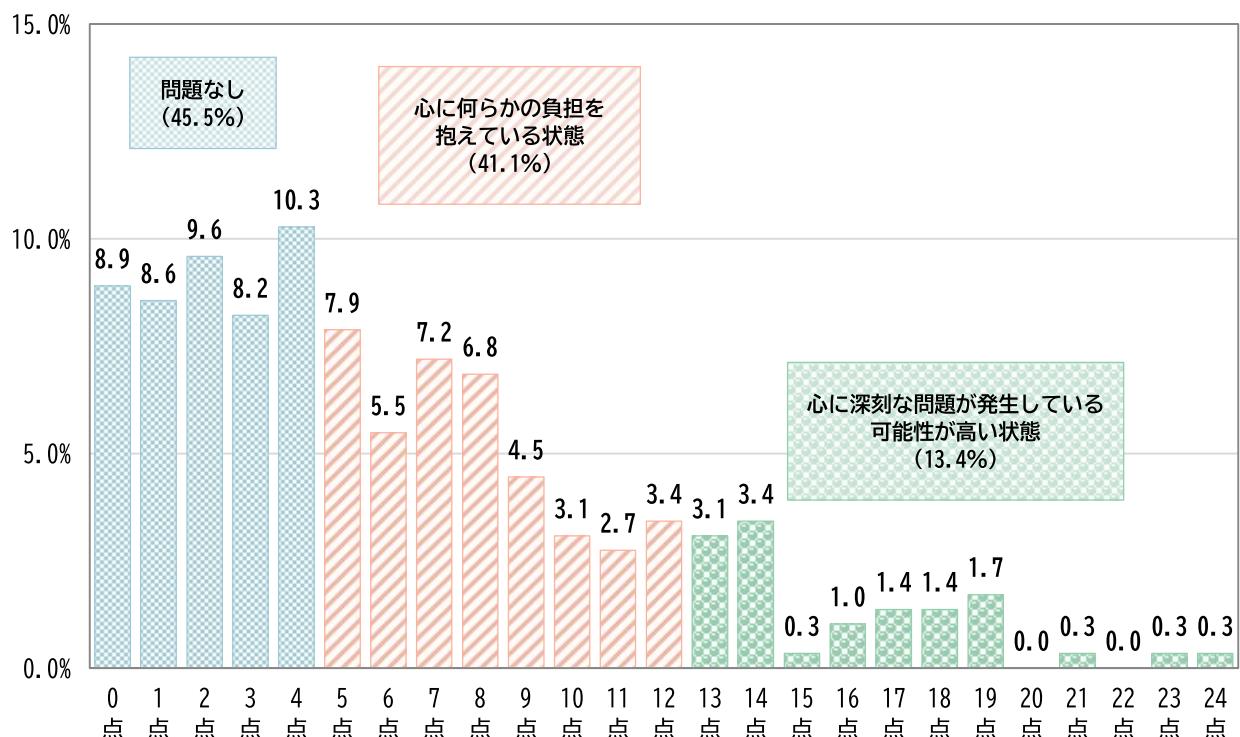
合計点数が高いほど、精神的な問題がより重い可能性があるとされている。

出典：厚生労働省

K 6 得点の判定の結果、『心に何らかの負担を抱えている状態』(5~12 点) の割合が 41.1%、『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』(13 点以上) が 13.4% となっています。性別でみると、女性は男性より『心に何らかの負担を抱えている状態』が 7.7 ポイント、『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』が 6.1 ポイント高くなっています。男女ともに「30 歳代」で『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』が約 3 割となり他の年代より高い状態です。

健康状態別でみると、健康の度合いが低いと感じる人ほど『心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態』の割合が高い傾向にあり、健康状態とこころの健康とが相互に影響していることが考えられます。

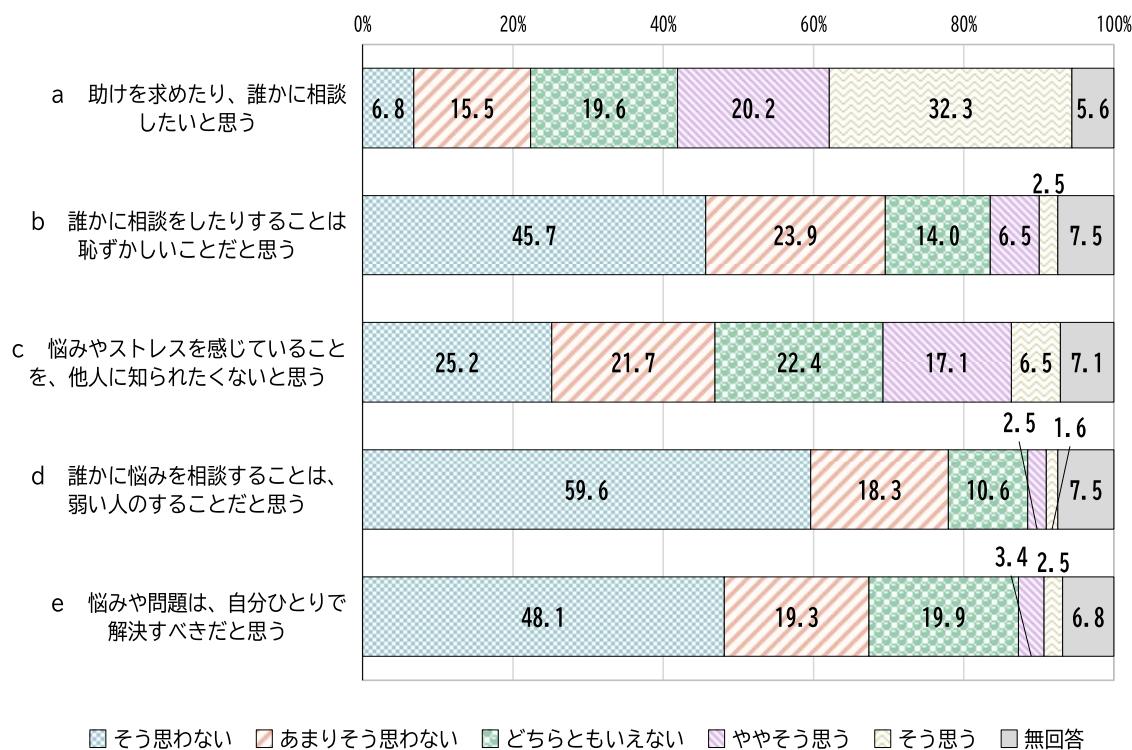
■ K 6 得点



(3) ストレス時の思考について

悩みやストレスを感じた時の考え方については、『思う(ややそう思う+そう思う)』の割合は、「助けを求める、誰かに相談したいと思う」は5割を超えています。

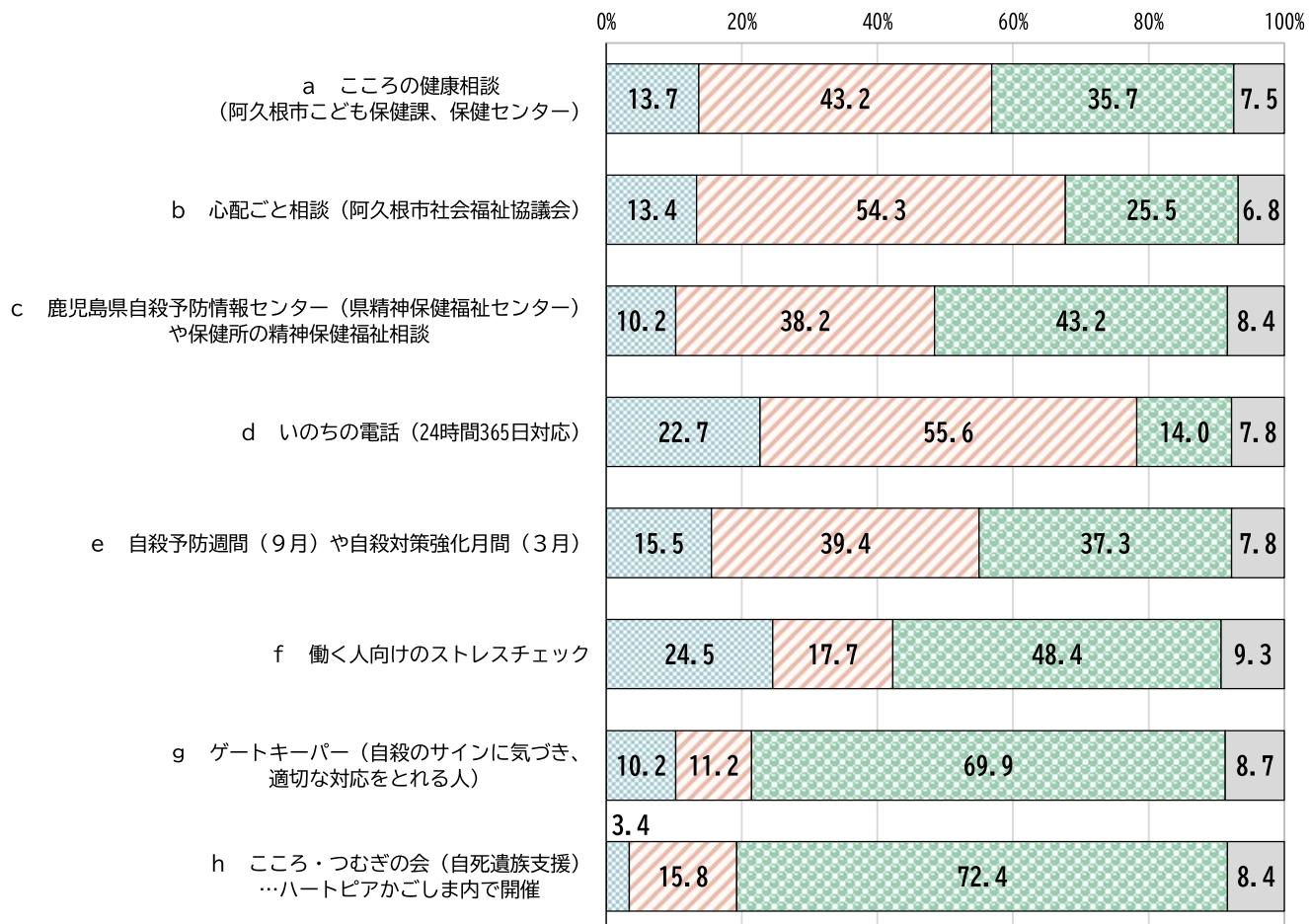
一方で、「誰かに悩みを相談することは、弱い人のすることだと思う」、「誰かに相談したりすることは恥ずかしいことだと思う」、「悩みや問題は、自分ひとりで解決すべきだと思う」では6割以上が『思わない(そう思わない+あまりそう思わない)』としています。



(4) 自殺対策に関する認知度

自殺対策に関する内容については、「知らなかった」の割合は、「ゲートキーパー（自殺のサインに気づき、適切な対応をとれる人）」、「こころ・つむぎの会（自死遺族支援）」では約7割となっています。

「内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある」の割合は、「いのちの電話」、「心配ごと相談（阿久根市社会福祉協議会）」で5割以上となっています。



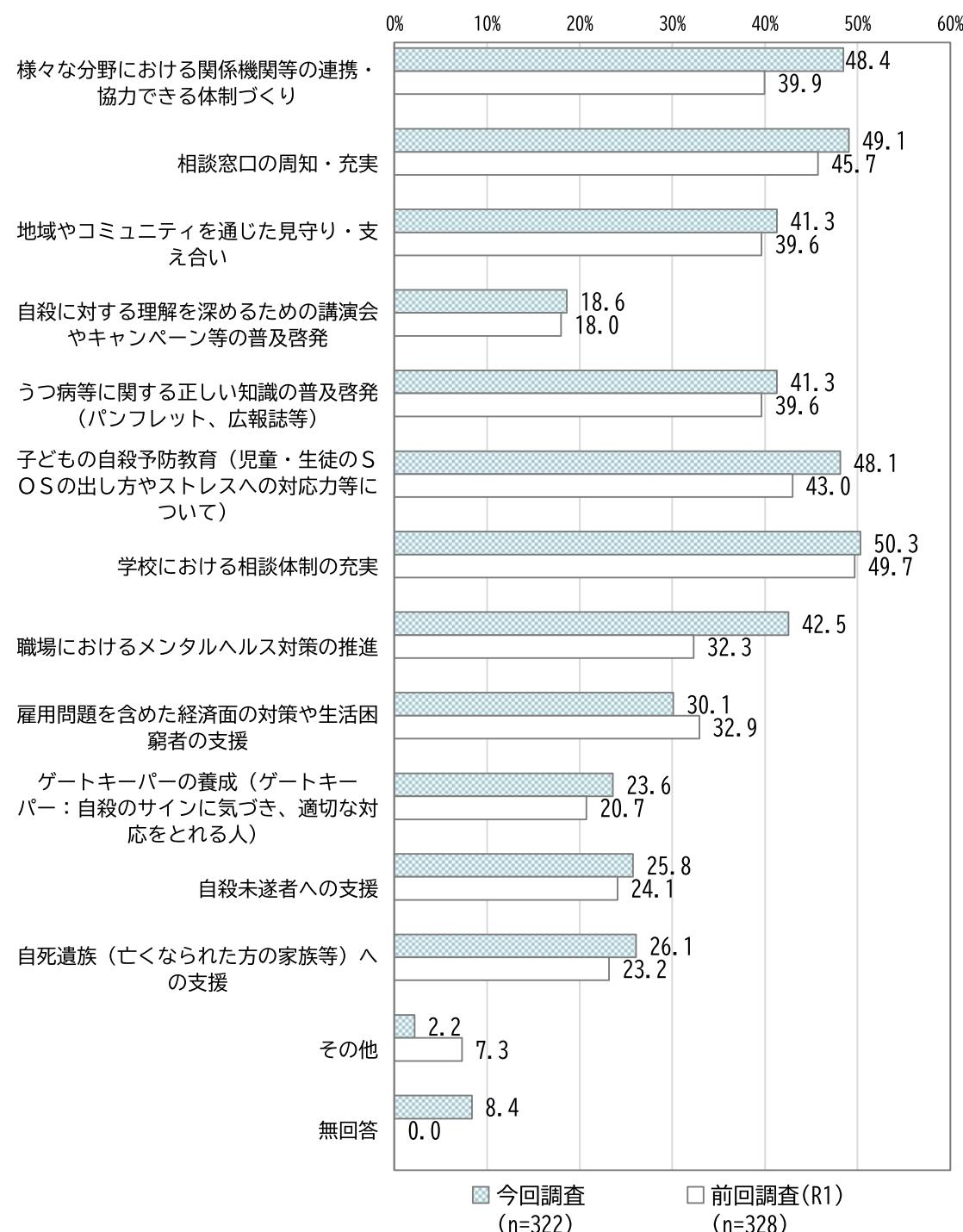
■ 内容まで知っていた □ 内容は知らなかったが言葉は聞いたことがある □ 知らなかった □ 無回答

(5) 市の自殺対策で必要と思うものについて

市の自殺対策として必要な対策については、「学校における相談体制の充実」が50.3%と最も多く、次いで「相談窓口の周知・充実」が49.1%、「様々な分野における関係機関等の連携・協力できる体制づくり」が48.4%となっています。

性別でみると、男性では「相談窓口の周知・充実」が女性より9.7ポイント高い55.3%、女性では「職場におけるメンタルヘルス対策の推進」が男性より10.6ポイント高い47.2%、「自死遺族（亡くなられた方の家族等）への支援」が9.8ポイント高い30.1%となっています。

性年代別でみると、「地域やコミュニティを通じた見守り・支え合い」は男女ともに70歳以上で最も高くなっています。

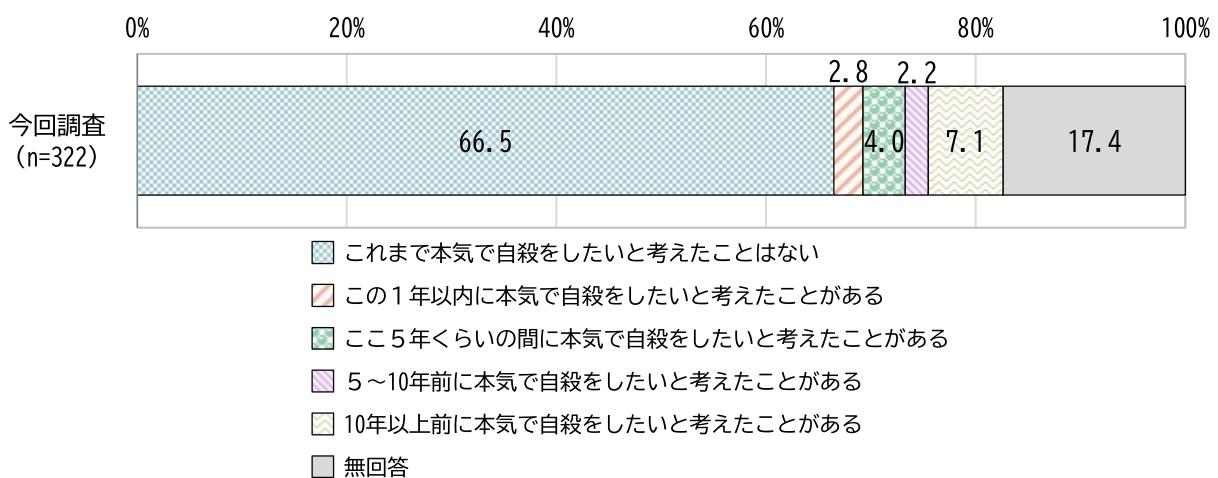


(6) 自殺を考えた経験について

これまでに本気で自殺をしたいと考えたことがあるかについては、「これまで本気で自殺をしたいと考えたことはない」が 66.5%と最も多く、次いで「10 年以上前に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が 7.1%、「ここ 5 年くらいの間に本気で自殺をしたいと考えたことがある」が 4.0%となっています。

性別でみると、『自殺を考えたことがある』と回答した人は、女性で男性より 9.2 ポイント高い 19.7%となっています。

性年代別でみると、『自殺を考えたことがある』と回答した人は、女性の 20~30 歳代で約 4 割、男性の 30 歳代と女性の 40 歳代で約 3 割となっています。



3 第1期自殺対策計画の取組と評価

【評価結果】 ◎達成できた（80%以上） ○おおむね達成できた（50%以上）
 △あまり達成できなかった（20%以上） ×ほとんど達成できなかった（20%未満）

基本施策	評価指標	目標	評価結果
地域におけるネットワークの強化	阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会	年1回開催	◎
	阿久根市自殺対策関係者連絡会	年2回開催	○
自殺対策を支える人材の育成	市民向けゲートキーパー養成講座の開催回数	5年間で200人以上	○
	市職員向けゲートキーパー養成講座の開催回数	年1回	◎
	ゲートキーパーを知っている人の割合 (内容まで知っている+言葉のみ知っている)	25.0%	○
住民への啓発と周知	こころの健康づくり講演会の開催	年1回	◎
	自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度 (内容まで知っている+言葉のみ知っている)	40.0%	◎
	自殺対策に関するパンフレット、リーフレット、カード等の設置又は周知する場所	10か所以上	◎
生きることへの促進要因への支援	自殺対策関連の相談機関の認知度 (知っている人の割合)	30%	○
子ども・若者への支援の強化	いのちの教育（思春期教育）の実施	5年間で全学校実施	○
	SOSの出し方に関する教育の実施	5年間で全学校実施	◎
	教職員への情報提供、研修の実施	年1回	◎
重点施策	評価指標	目標	評価結果
勤務・経営者への取組	働く世代への情報提供の実施回数	年2回	○
高齢者に対する取組	高齢者支援関係者のゲートキーパー養成講座・自殺対策研修の実施事業所数	5年間で4か所以上	△
	ころばん体操教室の実施地区	60か所以上	○
無職者・失業者、生活困窮者に対する取組	関係者のゲートキーパー養成講座・自殺対策研修の実施事業所数	5年間で3か所以上	△

基本施策に対する取組については、ほとんどの項目で概ね達成できたという結果になりましたが、重点施策については今後も取組の充実が必要です。指標の内容が成果を測る視点として適切であるか、目標の数値が妥当であるか等を検討し、本計画で新たな指標や目標を設定していきます。

第3章 計画の基本的な考え方

1 自殺対策の基本理念

本市では、自殺総合対策大綱における基本理念の「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指す」とともに、「阿久根市まちづくりビジョン」の基本目標である「支えあい生き生きと暮らせる健やかなまち」を踏まえ、自殺対策を「生きることの包括的な支援」として総合的に推進するため、「誰も自殺に追い込まれることのない阿久根市の実現を目指す」ことを基本理念とします。

2 自殺対策の基本方針

令和4年10月に閣議決定された自殺総合対策大綱を踏まえて、本市では、以下の6つの基本方針に基づいて自殺対策を推進します。

(1) 生きることの包括的な支援としての自殺対策の推進

個人においても地域においても、自己肯定感や信頼できる人間関係、危機回避能力等の「生きることの促進要因（自殺に対する保護要因）」より、失業や多重債務、生活苦等の「生きることの阻害要因（自殺のリスク要因）」が上回ったときに自殺リスクが高まります。そのため、自殺対策は、「生きることの阻害要因」を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

自殺は、その多くが追い込まれた末の死であり、防ぐことのできる社会的な問題であるとの認識のもと、自殺防止や遺族支援といった狭義の自殺対策だけでなく、「生きる支援」に関連するあらゆる施策を展開して、「包括的な支援」として推進することが重要です。

(2) 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開

自殺に追い込まれようとしている人が、安心して生きられるようにして自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取組が重要です。そのためには、様々な分野の施策、人々や組織が密接に連携する必要があります。

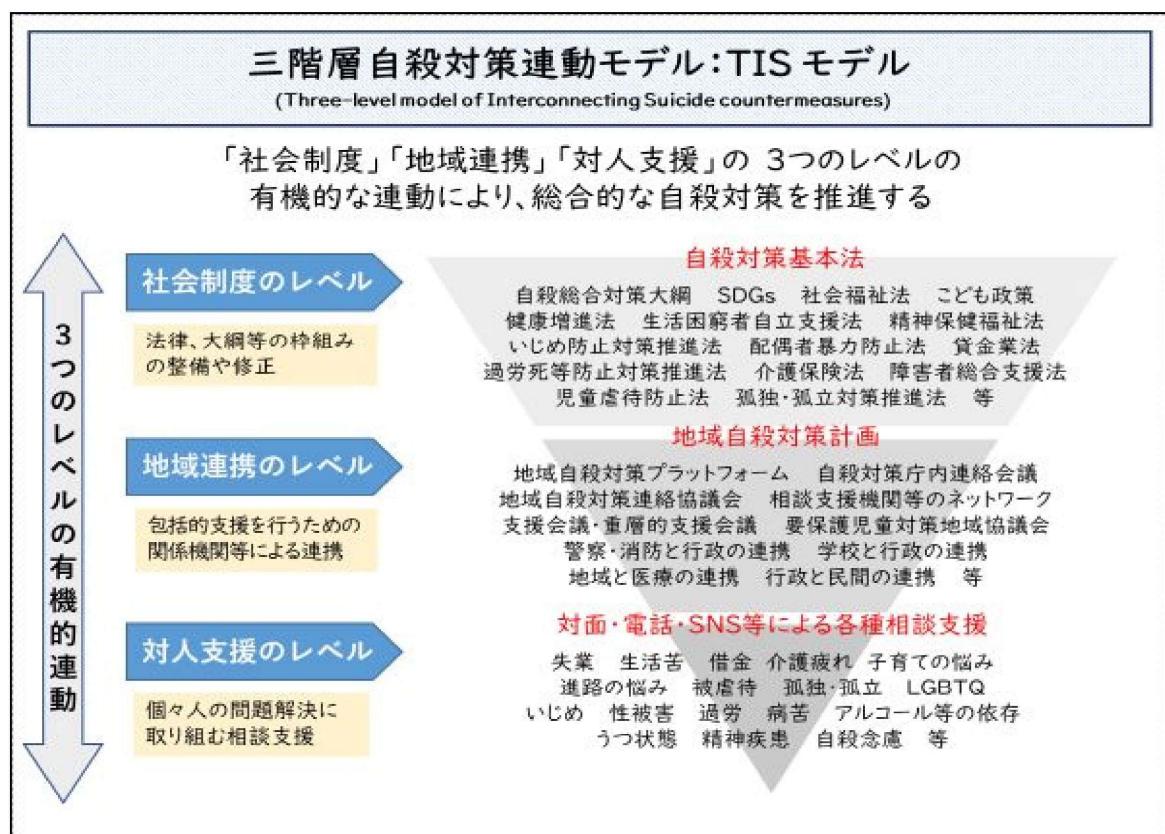
自殺の要因となり得る生活困窮、児童虐待、性暴力被害、ひきこもり等、関連の分野においても、同様の連携の取組が展開されています。連携の効果を更に高めるため、こうした様々な分野の生きる支援に当たる人々が、それぞれ自殺対策の一翼を担っているという意識を共有することが重要です。

特に、地域共生社会の実現に向けた取組や生活困窮者自立支援制度などとの連携を推進することや、精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動性を高めて、誰もが適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにすることが重要です。

(3) 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動

自殺対策は、社会全体の自殺リスクを低下させる方向で、「対人支援のレベル」、「地域連携のレベル」、「社会制度のレベル」に分けて、それらを総合的に推進することが重要です。これは、市民の暮らしの場を原点としつつ、「様々な分野の対人支援を強化すること」と、「対人支援の強化等に必要な地域連携を促進すること」、更に「地域連携の促進等に必要な社会制度を整備すること」を一体的なものとして、連動して行っていくという考え方（三階層自殺対策連動モデル）です。

また、時系列的な対応としては、自殺の危険性が低い段階における啓発等の「事前対応」と、現に起こりつつある自殺発生の危険に介入する「危機対応」、それに、自殺や自殺未遂が生じてしまった場合等における「事後対応」のそれぞれの段階において施策を講じる必要があります。加えて、「自殺の事前対応の更に前段階での取組」として、学校において、児童生徒等を対象とした、いわゆる「SOSの出し方に関する教育」を推進することも重要なされています。



(4) 実践と啓発を両輪としての推進

自殺に追い込まれるという危機は「誰にでも起こり得る危機」ですが、危機に陥った人の心情や背景が理解されにくい現実があり、そうした心情や背景への理解を深めることも含めて、危機に陥った場合には誰かに援助を求めることが適当であるということが、地域全体の共通認識となるように積極的に普及啓発を行うことが重要です。

全ての市民が、身近にいるかもしれない自殺を考えている人のサインに早く気づくとともに、精神科医等の専門家につなぎ、その指導を受けながら見守っていけるよう、広報活動、教育活動等に取り組んでいくことが必要です。

(5) 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

「誰も自殺に追い込まれることのない社会」を実現するためには、国や県、他市町村、関係団体、民間団体、企業、市民一人一人が連携・協働して、市をあげて自殺対策を総合的に推進することが必要です。そのため、それぞれの主体が果たすべき役割を明確化、共有化した上で、相互の連携・協働の仕組みを構築することが重要です。

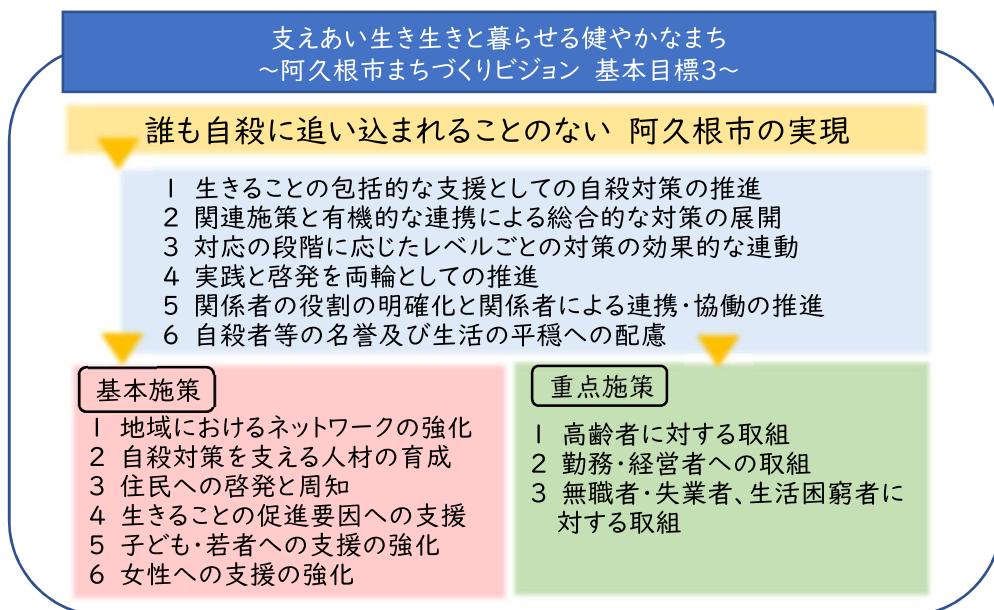
具体的に言うと、市には「地域の状況に応じた施策を策定し、実施する」責務があります。また関係団体や民間団体、企業には、それぞれの活動内容の特性等に応じて「積極的に自殺対策に参画する」ことが求められます。

「誰も自殺に追い込まれない　いのち支える阿久根市」の実現に向けて、私たち一人一人が一丸となって、それぞれができる取組を進めていくことが重要です。

(6) 自殺者等の名誉及び生活の平穏への配慮

県、市町村、民間団体等の自殺対策に関わる者は、自殺者及び自殺未遂者並びにそれらの者の親族等の名誉及び生活の平穏に十分配慮し、不当に侵害することのないよう、このことを意識して自殺対策に取り組む必要があります。

3 施策の体系



第4章 施策の展開

1 基本施策

◎ 基本施策1 地域におけるネットワークの強化

自殺対策が最大限にその効果を発揮して「誰も自殺に追い込まれることのない阿久根市」を実現するためには、市、関係機関、民間団体、市民等がそれぞれの役割を明確化し、情報や意識の共有を図りながら、相互に連携・協力し、自殺対策のネットワークを強化することが必要です。

(1) 関係機関・庁内関係部局とのネットワークの強化

地域全体での自殺対策の取組を推進するため、民間団体を含む関係団体による「阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会」と、関係部局における「自殺対策関係者連絡会」を開催し、現状や課題の共有や取組の検討を行い、連携の強化を図ります。

主な取組・事業	内容	担当部署
阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会	地域の民間団体・関係機関・行政の代表で構成する協議会において、各関係機関のネットワーク構築及び強化を図り、地域全体での自殺対策の取組を推進します。また、市の現状・課題の共有を行い、自殺対策計画の進行・管理、評価を行います。	こども保健課
阿久根市自殺対策関係者連絡会	庁内関係各課及び出水保健所、社会福祉協議会の関係者間で、情報を共有し、自殺対策の具体的取組の検討や担当者間の連携の強化を図ります。	こども保健課
自殺未遂者支援のためのネットワークの強化（新）	自殺未遂者の支援を行うため、自殺対策推進協議会や自殺対策関係者連絡会において、各部局・団体と情報を共有し、実態の把握と支援の検討を行います。	こども保健課

(2) 既存の関係機関の会議やネットワーク等を生かした連携の強化

他の目的で地域に構築・展開されているネットワーク等を活用し、自殺対策との連携・強化を図ります。

主な取組・事業	内容	担当部署
要保護児童対策地域協議会	各関係機関が要保護児童に係る情報共有を行い、虐待や自殺のリスクを早期に察知し、必要な支援や対応につながるよう連携の強化を図ります。	福祉課
いじめ問題対策連絡協議会	各関係機関が、不登校やいじめ問題等の現状等の共有やいじめ防止等に係る取組を協議し、各機関の連携強化を図り、課題を抱えた児童生徒の必要な支援につなげます。	学校教育課

出水地区自立支援協議会・出水地区ネットワーク会議	医療・保健・福祉・教育及び就労等の各関係機関で構築されたネットワークは、自殺対策を展開する上での基盤ともなり、出水地域の障がいを抱え支援を必要とする人の課題を共有し、問題解決を推進します。	福祉課 こども保健課
地域包括ケアシステムの推進	地域の課題を捉え、住民や医療・介護・福祉等の関係機関とともにネットワークを構築することで、高齢者の孤立・孤独、介護負担や生活困窮、虐待など、自殺対策と連動した包括的な支援のための連携を推進します。	介護長寿課
出水地区G-Pネット（※）の充実	不眠等で一般診療科を受診した患者のうち、うつ病等の疑いがある人に、専門医受診を勧奨するネットワークを推進・強化し、適切な早期治療・早期支援につなげます。	各医療機関 精神科病院 薬剤師会 出水保健所 こども保健課

(※) 「出水地区G-Pネット」とは

「G-Pネット」とは、内科などの一般医と精神科医との連携をスムーズにすることを目的として立ち上げられた組織「一般医－精神科医ネットワーク」の通称。うつ病患者の早期発見・早期対応の体制整備を図ることを目的にしています。出水地区では、平成25年度から体制を構築しています。

【目標】

評価指標	目標値
阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会	年1回以上開催
阿久根市自殺対策関係者連絡会	年2回開催

◎ 基本施策2　自殺対策を支える人材の育成

自殺対策においては、様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対しての早期の「気づき」が重要であることから、幅広い分野の専門家や関係者、市民に対しての研修を開催します。

(1) ゲートキーパー（※）の育成

様々な悩みや生活上の困難を抱える人に対して早期発見・対応するために、地域において誰もが自殺の危機を示すサインに気づき・つなぎ・見守る『ゲートキーパー』の役割を担う人材を育成します。

受講者が新たな情報や手法を継続して学べるよう、「初級編」に続き、「中級編」や「上級編」を行っていきます。（新）

主な取組・事業	内容	担当部署
市民を対象とするゲートキーパー養成講座の開催	様々な市民グループ・団体等を対象にゲートキーパー養成講座を実施し、身近な地域での支え手となる人材を育成します。	こども保健課
様々な分野の関係者向けのゲートキーパー養成講座の開催	保健、福祉、介護、医療、労働、教育等、地域の様々な分野に関連する方が、地域の支援者として役割を担えるようゲートキーパー養成講座や研修の機会を設けます。	こども保健課 出水保健所
市職員を対象としたゲートキーパー養成研修の開催	各種相談や様々な業務で市民と関わる市職員が、自殺のリスクを抱えた市民に早期に気づき、支援へつなぐゲートキーパーの役割を担うことができるよう、自殺対策やメンタルヘルスに関する研修、電話・対面等の相談スキルの向上を図る研修の機会を設けます。	総務課 こども保健課

（※）「ゲートキーパー」とは

「ゲートキーパー」とは、自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のことで、言わば「命の門番」とも位置付けられる人のことです。

ゲートキーパーの役割

- 家族や仲間の変化に気づいて、声をかける
- 本人の気持ちを尊重し、耳を傾ける
- 早めに専門家に相談するよう促す
- 温かく寄り添いながら、じっくりと見守る



(2) 相談支援に従事する支援者へのサポート

相談業務や自殺対策に従事する職員・支援者のこころの健康を維持するための取組を推進します。

主な取組・事業	内容	担当部署
支援者へのサポート	<p>① 職員等へのこころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 職員の健康管理 ・ メンタルヘルス研修の開催 ・ ストレスチェックの実施 ・ 心身の健康に関する相談への対応 (産業医、こころの専門相談) <p>② 地域の支援者へのこころのケア</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別の相談に応じる窓口となり、必要に応じて専門機関につなぐ等、地域の支援者のかころのケアに取り組みます。 	総務課 こども保健課 福祉課 介護長寿課

【目標】

評価指標	目標値
ゲートキーパー養成講座の受講者数	6年間で延べ120人以上
市職員のゲートキーパー養成講座(自殺対策研修)の開催回数	年1回開催
ゲートキーパーを知っている人の割合	40% (市民アンケートによる回答割合)

◎ 基本施策3 住民への啓発と周知

自殺に追い込まれるという危機は、誰にでも起こりうることですが、その心情や背景については理解され難い現実があります。そうした心情や背景への理解を深め、危機に陥ったときに、「誰かに助けを求める」とが社会全体の共通認識となるように、普及啓発を進めていく必要があります。

(1) 自殺予防や心の健康に関する普及啓発

市民との様々な接点を生かして、こころの健康や相談機関等に関する情報を提供し、市民が自殺対策について理解を深めることのできる機会を増やします。

主な取組・事業	内容	担当部署
自殺予防や心の健康に関する普及啓発	ポスター掲示、リーフレット配布、カード等の窓口設置による普及啓発を行います。また、広報誌やホームページ等で自殺対策に関する情報提供を行います。	こども保健課 出水保健所
啓発たより（こころの健康かわら版）の発行・配布	こころの健康に関する情報をテーマにした啓発たよりを年1回発行し、市民・市内事業所等に配布します。	こども保健課
自殺予防週間（9月）・自殺対策強化月間（3月）における啓発活動（※）	自殺予防週間・自殺対策強化月間に合わせて、街頭キャンペーン（店舗等でのリーフレット配布）、ポスター掲示、のぼり旗設置等による普及啓発を図ります。	こども保健課 出水保健所
各種相談窓口の周知	市民との様々な接点を生かして、相談窓口の一覧表の作成や様々な相談窓口の情報をわかりやすく情報発信し、早期支援につなげます。	こども保健課 福祉課・介護長寿課 学校教育課 社会福祉協議会 出水保健所
SNS等での相談窓口の周知（新）	阿久根市公式LINE等を活用し、各種相談窓口の周知を行います。	こども保健課

（※）「自殺予防週間・自殺対策強化月間」とは

自殺対策強化月間は、月別自殺者数の最も多い3月を「自殺対策強化月間」と国が定め、期間中、広報啓発活動を集中的に行うとともに、関係団体等とも連携し、悩みを抱えた方やその周囲の方が支援を求めやすい環境を作るための「生きる支援」として展開することとしています。

自殺予防週間は、9月10日の世界自殺予防デーからの1週間（10日から16日まで）を「自殺予防週間」と定め、期間中、自殺予防に関する集中的な啓発事業等の実施を通じて、国民に自殺や精神疾患についての正しい知識を普及啓発し、これらに対する偏見をなくしていくとともに、命の大切さや自殺の危険を示すサイン、また危険に気づいたときの対応方法等について国民の理解を促すこととしています。

(2) 市民向け講演会等の開催

市民向けの講演会等を開催することで、市民のこころの健康づくりの推進を図ります。

主な取組・事業	内容	担当部署
こころの健康づくり講演会の実施	市民を対象としたこころの健康づくりに関する講演会を実施します。参加者への啓発用パンフレットの配布や自殺対策に関する現状、相談窓口の周知も併せて行います。	こども保健課
出前講座の周知 <small>(新)</small>	保健師によるこころの健康に関する出前講座について、市内事業所等に案内を行います。	こども保健課
出前講座、こころの健康教室の実施	依頼のあった団体等へ健康教育を行い、こころの健康に関する普及啓発を図ります。	こども保健課

【目標】

評価指標	目標値
こころの健康づくり講演会の開催	年1回
自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度 (内容まで知っている+言葉のみ知っている)	70% (市民アンケートによる回答割合)
自殺対策に関するパンフレット等の設置または周知する場所	増やす (10か所以上設置)

◎ 基本施策4 生きることの促進要因への支援

自殺対策は、「生きることの阻害要因」（失業や多重責務、生活苦等）を減らす取組に加えて、「生きることの促進要因」（自己肯定感や信頼できる人間関係等）を増やす取組を行い、双方の取組を通じて自殺リスクを低下させる方向で推進する必要があります。

(1) 自殺リスクを抱える可能性のある人への支援

相談事業を実施する課において、それぞれの年代や生活状況によって生じる様々な困りごとに応じて、相互に連携し必要な支援、専門機関につながる周知及び体制づくりに取り組みます。

主な取組・事業	内容	担当部署
各種相談窓口の設置 (電話、来所、訪問)	人権相談、行政相談、税務相談・納税相談、年金相談、DVに関する相談支援、教育相談、消費生活相談、介護・福祉に関する相談、こころと身体の健康相談、子どもと家庭の相談、公害・環境関係の苦情相談 等	関係各課

(2) 相談体制の充実とつなぎの強化

生活上の困りごとに対する支援や関係者の連携で解決を図る体制づくり、孤立を防ぐための居場所づくり、自殺リスクを抱える人への支援、相談体制の充実、自殺未遂者への支援、遺された人への支援など、様々な分野における取組を幅広く推進します。

主な取組・事業	内容	担当部署
心配ごと相談	弁護士による法律全般の相談、司法書士による多重債務問題等の相談、行政書士会による心配ごと相談の開催をするとともに、相談の周知を図ります。	社会福祉協議会
行政相談	行政に関する困りごとの相談を受け、相談者の困りごとの解決へつなげます。	総務課
こころと身体の健康相談	定例の「まちの健康相談室」を設け、心身の不調やストレス等による不安や悩み等について相談支援を行い、必要に応じ医療機関や他の相談機関につなぎ支援します。	こども保健課
DVに関する相談支援	配偶者、パートナーから暴力を受けている方への相談支援を実施し、関係機関の紹介、相談内容に応じた支援を行います。	企画推進課 その他関係各課
精神保健相談の周知 (訪問、面接、電話)	精神障がい者（疑い含む。）及びその家族に対し、電話相談や面接、訪問等による個別支援を行い、関係機関と連携して、必要な支援を行います。また、市民や関係機関に相談窓口の周知を図ります。	出水保健所 こども保健課 福祉課 介護長寿課

妊産婦・子育て世代への相談支援	<p>◆子どもと家庭の相談室 子育て、家庭問題、人間関係等の悩みを抱える人に、専門相談員（臨床心理士）が応じ、必要に応じて関係機関につなぐ等の取組を行います。</p> <p>◆家庭児童相談員による相談 様々な課題を抱える家庭に、家庭相談員が訪問・電話等により相談・援助し、関係機関等と連携して必要な支援につながるよう取組を進めます。</p>	福祉課
	<p>◆地域子育て支援センターによる相談 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育て相談等の場を設け、相談に応じます。</p> <p>◆各種母子保健事業 育児不安や産後うつ等の状況を把握し、必要時に関係機関と協力し、早期支援、継続した支援を行います。</p>	
	<p>就学時健診時や随時の相談を設け、学校生活全般に関する保護者の相談に対応し、課題解決を図ります。</p>	学校教育課
障がい児・障がい者に関する相談支援	<p>障がい児・障がい者やその家族の相談支援を実施し、不安の軽減を図るとともに、必要に応じて適切な関係機関につなげます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 児童発達支援事業、保育所等訪問 ○ 放課後等デイサービス ○ 日中一時支援事業 ○ 総合相談支援事業 ○ 障害者自立支援医療 等 	<p>福祉課 出水保健所</p>
精神科医療、保健、福祉等の各施策の連動	<p>◆精神保健医療福祉サービスの提供 精神疾患により、医療・保健・福祉等の支援が必要な人に対して、関連する施策等を案内し、適切な精神保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。</p> <p>◆自立支援医療制度の活用（精神通院医療） 精神疾患の治療のために継続的な通院治療を指定医療機関で受ける場合に、医療費の9割を健康保険と公費で負担することで、自己負担額の軽減を図ります。</p>	<p>福祉課 こども保健課 出水保健所</p>
うつ病、その他の精神疾患等によるハイリスク者への対策・相談支援	<p>◆産後うつスクリーニング 産婦健診、訪問等の場で、産後うつのスクリーニングを実施し、産後うつ病の早期発見・早期治療、早期支援につながるよう、適切な情報提供、必要に応じた支援を行います。</p> <p>◆基本チェックリスト（介護予防把握事業）の実施 高齢者を対象とした基本チェックリストの実施により、うつ病の疑いのある高齢者の把握に努め、必要な支援を行います。</p>	<p>こども保健課 産科医療機関</p> <p>介護長寿課</p>

	<p>◆依存症等に関する相談 依存症等に関する問題を抱える方又はその家族等への相談、家族支援教室を実施します。</p>	出水保健所 こども保健課
難病患者・家族等への相談支援	難病を抱える患者や家族等に対し、関連する施策等を案内し、必要な保健医療福祉サービスが利用できるように支援します。また、必要に応じて精神的な支援についても、関係機関と連携した取組を進めます。	福祉課 出水保健所 関係事業所 こども保健課
高齢者に関する相談支援	<p>高齢者とその家族の悩みごとや介護保険等に関する各種相談を実施し、課題を抱えるケースについて関係機関と連携し、必要な支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 総合相談支援事業 ○ 権利擁護事業 (高齢者虐待防止、成年後見制度等) ○ 認知症地域支援・ケア向上事業 ○ 認知症初期集中支援推進事業 ○ 要援護者訪問相談事業 ○ 在宅高齢者福祉アドバイザー事業 等 	介護長寿課 居宅介護支援事業所
消費生活相談	消費生活に係る相談。多重債務等に係る相談に対して助言やアドバイスを行うとともに、関係機関と連携して対応をすることで、自殺リスクの軽減を図ります。	商工観光課
納税・保険料・年金等に関する相談	住民の納税、保険料の納付、年金等に関する相談に応じ、生活困難な状況を抱える人に対し、必要に応じて関連する他の相談窓口を案内する等、生きる支援の関係機関につなげる取組を行います。	税務課 市民課
生活困窮者自立支援に関する事業・支援	<p>生活困窮者からの相談に応じ、抱えている問題に対応した支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 自立相談支援事業 ○ 住宅確保給付金 ○ 一時生活支援事業 ○ 生活保護各種扶助事業 ○ 緊急対応型ショートステイ事業 等 	福祉課 社会福祉協議会 介護長寿課
ひきこもりに関する相談支援	自ら相談することが難しい、ひきこもり状態にある人等に、家族や民生委員、相談支援事業所等の地域の支援者を通じて相談窓口の周知を図り、必要に応じて訪問・面談等による支援を行い、関係機関と連携した取組を進めます。	福祉課 介護長寿課 こども保健課 社会福祉協議会 相談支援事業所 出水保健所
就労に関する相談	<p>就労に向けた基礎能力を養いながら、支援や就労機会を提供します。また、生活困窮や障がい等の課題を抱える人に対して、必要に応じた就労支援を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労相談、就労支援セミナー ○ 求人・求職相談、就職面接会 ○ 就労準備支援事業 	出水公共職業安定所 (ハローワーク出水) 福祉課 社会福祉協議会

	(障がい者、生活困窮者、母子家庭等の特定求職者に対する就労支援) 等	
経営者に対する相談支援	経営上の様々な課題に関して、関係機関と連携するとともに、経営者の問題状況を把握し、支援につなげていきます。 ○ 経営相談 ○ 融資の相談 ○ 創業支援事業補助金 等	商工観光課 阿久根商工会議所
ヤングケアラーの早期発見と支援 (新)	ヤングケアラーに関する周知・啓発を行い、早期発見と支援につなげていきます。 ○ 小・中学校、高校へのポスター掲示 ○ 家庭児童相談員による相談	福祉課
各種相談・支援に関する情報共有 (新)	各部局・関係団体が行っている相談・支援の現状や課題について、自殺対策推進協議会や関係者連絡会で共有し、自殺対策の視点も踏まえた取組へつなげます。	関係各課 関係団体

(3) 生きる促進要因を増やす取組

行政や関係団体、民間団体の実施している相談窓口の紹介や各教室の運営支援を継続し、居場所づくり、生きがいづくり、地位のつながりの強化を支援します。

主な取組・事業	内容	担当部署
子育て世代を支援する取組(居場所・つながりづくり)	◆子育て支援カフェ 保健センターにおいて、妊婦及び乳幼児の母子を対象に、気軽な相談や交流の場として子育て支援カフェを開設し、相談支援を行います。	こども保健課 地域子育て支援センター
	◆こんにちは赤ちゃん訪問事業 担当地域の民生委員・児童委員が乳児の家庭を訪問し、地域で見守るつなぎ役としての役割を担い、支援します。	こども保健課 民生委員・児童委員 社会福祉協議会
	◆地域子育て支援センター事業 乳幼児のいる保護者同士の交流・情報交換や子育てに係る相談の場を設けます。	こども保健課 地域子育て支援センター
	◆学童保育事業 就業等により、昼間に保護者のいない家庭の小学校児童を、放課後及び長期休業中に児童クラブで保育します。	福祉課
高齢者の交流の場づくり、地域のつながりを強化する取組	高齢者の生活を健康で豊かなものにするため、地域の通いの場・交流の場等の育成支援を行い、孤立の予防や地域の支え合い活動等を推進します。 ○ ころばん体操教室 ○ いきいきサロン ○ おれんじカフェ（認知症カフェ） ○ 老人クラブ育成事業 (さわやかクラブ連合会) ○ 「支え合いマップづくり」の取組支援等	介護長寿課 社会福祉協議会 民生委員・児童委員 さわやかクラブ連合会

学習の場・仲間づくり、生きがいづくりの取組	各種講座等を開催し、学習機会の提供や支援を行い、生きがいづくりや人材育成を行います。 ○ 家庭教育学級 ○ 生涯学習講座 ○ 高齢者学級 等	生涯学習課
	◆高年齢者労働能力活用事業 シルバー人材センターが、高齢者の能力を生かした就労の場を発掘し、高齢者が生きがいをもって社会に貢献できる就労環境・場所を提供します。	介護長寿課 シルバー人材センター
	◆高齢者元気度アップ・ポイント事業 高齢者の健康づくりやボランティア活動に対してポイントを付与し、介護予防・社会参加の促進、生きがいづくりを推進します。	介護長寿課 社会福祉協議会
生活習慣病の予防・がん疾患等の早期発見の取組 (新)	各種健(検)診を実施し、疾患の早期発見につなげます。また、健康教育等を通じて生活習慣病の予防について普及啓発を図ります。 ○ 特定健診・長寿健診・特定保健指導 ○ 定例健康教室 ○ 重症化予防事業	こども保健課 市民課

(4) 自殺未遂者等への支援・再企図防止

自殺未遂者は、自殺未遂歴のない人に比べて、再度自殺を図る可能性が高くなるといわれています。再企図を防ぐためには、医療機関に搬送された自殺未遂者が、地域に戻った後も、精神科医療や自殺未遂者の抱える様々な社会的問題への包括的な支援が必要であることから、関係機関等と連携し、相談体制の充実に努めます。また、家族等身近な支援者に対する支援の体制整備を進めます。

主な取組・事業	内容	担当部署
相談支援体制の整備	自殺未遂者及びその家族等に対する相談体制の充実を図るため、消防・警察・保健所・医療機関等との情報共有及び支援体制を整えます。 自傷行為を繰り返すケースの情報共有や介入・支援について、関係機関と連携し支援に関する検討を行います。	こども保健課 消防本部 阿久根警察署 出水保健所
相談窓口の周知	相談事業を実施する課において、市等で実施する相談事業が把握できるような周知及び体制づくりに取り組みます。	こども保健課 関係各課
自殺未遂者支援連携体制事業（県事業）	救急搬送された未遂者のうち、本人、家族の同意を得たものは保健所に連絡を取る体制となっていることから、救急病院や精神科医療機関との連携を図り、必要な支援につなげる取組を推進します。	出水保健所 救急告示医療機関 精神科医療機関 阿久根警察署 消防本部

(5) 遺された人への支援

自殺により遺された親族、その周りの人々に対する心理的ケアなど、必要とする支援に関する情報の提供、相談体制の充実に努めます。

主な取組・事業	内容	担当部署
自死遺族への支援 相談窓口の周知	自死遺族に関する情報・相談窓口の記載されたリーフレット等を関係窓口で配布し、市民に周知を図ります。 ○ 自死遺族の会「こころ・つむぎの会」案内（県自殺予防情報センター実施） ○ こころの悩み、精神保健相談の窓口 ○ 各種相談窓口 (生活、法律、司法に関する手続等)	こども保健課 出水保健所

【目標】

評価指標	目標値
自殺対策関連の相談機関の認知度（内容まで知っている人の割合）	30%（市民アンケートによる回答割合）

◎ 基本施策5 子ども・若者への支援の強化

「人口動態統計（令和4年）」によると、県内の10～30代の若年層の死因第1位が自殺となっており、若年層の自殺対策を推進する必要があります。

(1) 子ども・若者への相談支援の充実

子どもや若者が様々な困難やストレスに直面した際に、独りで抱え込むことなく、地域の大人や関係機関に気軽に相談できるように相談体制を整えるとともに、相談窓口の周知を図ります。また、関係者・関係機関の連携を強化し、適切な支援につなげます。

主な取組・事業	内容	担当部署
相談窓口の周知	相談窓口一覧（子どもSOSダイヤル、いじめホットライン、かごしま教育ホットライン24等）を掲載したリーフレットを、学校を通じて児童生徒、保護者に配布し、相談窓口等の周知を図ります。（小・中学校、高校、看護学校）	学校教育課 こども保健課 出水保健所
児童生徒等への支援の充実	◆教育相談の充実 子どもの教育上の悩みや心配ごとに関する相談を行い、自殺のリスクを抱える児童生徒を包括的・継続的に支援します。	学校教育課 各小・中学校
	◆スクールカウンセラー配置事業の活用による相談支援 児童生徒や保護者へのカウンセリングはもとより、校内研修やPTA等での活用を推進し、問題時の対応に加え、未然に防止する対策を講じることで、自殺防止の対策につなげます。	学校教育課 各小・中学校
	◆スクールソーシャルワーカーの活用による支援 スクールソーシャルワーカーを活用し、不登校や様々な課題を抱える児童生徒や保護者に対し、学校や関係機関等との連絡調整や環境への働きかけ等により、課題解決への包括的な支援を行います。 また、必要に応じて、不登校の児童生徒やその家族との面談や家庭訪問を行い、心のケアを行うことにより、自殺リスクが減少できるよう努めます。	学校教育課 各小・中学校
	◆放課後児童クラブ事業 学童保育を通じて、保護者や子どもの状況把握を行い、課題や悩みを抱えた子どもや保護者に対し、必要な関係機関へつなぐ等の対応が取れるよう、体制づくりに取り組みます。	福祉課 社会福祉協議会

	<p>◆子どもの学習支援事業 生活困窮者世帯を主とする学習に課題を抱える子どもたちに対して、学習の場や安心して過ごせる居場所を提供することで、子どもや家庭の抱える問題を察知し、必要な支援につなぐ機会となるよう取り組みます。</p> <p>◆家庭相談員事業 様々な課題を抱える家庭に、家庭相談員が訪問・電話等により相談・援助し、学校や関係機関等と連携して、必要な支援につながるよう取組を進めます。</p>	福祉課
いじめ問題等への取組	<p>◆いじめ問題等への取組の強化 いじめの現状や課題（SNSによるものも含む）等を関係機関で情報共有し、連携を図りながら、いじめの早期発見・早期対応、継続的な再発予防に努め、自殺につながりかねない重大問題を回避していくよう努めていきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いじめ問題対策連絡協議会（年3回） ○ いじめ問題対策委員会（年2回） ○ 市中学生会議 等 <p>◆アンケートの実施 いじめに関するアンケートやSNSチェックシートを実施し、実態の把握に努め、早期発見・早期解決につなげます。</p>	学校教育課 各小・中学校
青少年問題への取組	<p>◆青少年問題協議会の開催 青少年の抱える問題や自殺の危機等に関する情報を共有し、関係機関の連携を推進します。</p> <p>◆青少年育成センターの取組 青少年の非行防止、健全育成を図るための事業（街頭補導、相談電話の設置、環境浄化活動等）を通じて、子どもたちを犯罪や非行から守る環境づくりや青少年や保護者からのSOSを受けとめ、解決策を考え、適切な専門機関につなぐ等の対応を取ることで、自殺リスクが減少できるよう努めます。</p>	生涯学習課

(2) 児童生徒のSOSの出し方に関する教育の推進

命の大切さを実感できる教育とともに、児童生徒が様々な困難や問題に直面した際に、信頼できる大人に助けを求めることができるよう、SOSの出し方に関する教育を実施します。既存の事業や学校教育を生かして、具体的・実践的な取組を推進します。

主な取組・事業	内容	担当部署
いのち・こころの教育の取組	<p>◆小・中・高校生を対象とした「いのちの教育」の実施（思春期教育）</p> <p>① 思春期の子どもたちに命の大切さを伝え、自己肯定感の向上や自己を大切にする</p>	こども保健課 学校教育課 各小・中・高校 出水保健所

	<p>ことの理解を深め、自殺リスクの軽減につなげます。</p> <p>② 性に関する教育を通じて、望まぬ妊娠等のリスクを低下させることや問題を抱えた際の相談窓口の周知など、支援の強化につなげていくようにします。</p>	
	<p>◆「いのちについて」学ぶ学習・体験の推進 道徳教育や人権教育、がん教育などの授業や学校教育の中で、生命の大切さを学ぶ学習や仲間と協力する体験・機会を設けることを推進します。</p>	学校教育課 各小・中学校
SOSの出し方に関する教育の推進	<p>授業などの学校教育において、様々な困難や問題に直面した際に、ストレスへの対処方法や信頼できる大人に助けを求めることができるよう、SOSの出し方に関する教育の実施に向けた環境づくりを進めます。</p>	学校教育課 各小・中学校

(3) SOSに対応する支援者への取組

児童生徒が出したSOSに対し、いち早く気づき、適切に受け止め対処できるよう、学校や家庭、地域で見守る関係者に対し、自殺対策やSOSの出し方に関する教育等の情報提供、ゲートキーパーとしての知識や支援方法等について、研修等を行う取組を進めます。

主な取組・事業	内容	担当部署
	<p>◆教職員への情報提供や研修の実施 教職員向けに開催する研修会において、子ども・若者の自殺実態や自殺のリスク、SOSの出し方に関する教育等の情報を提供し、教職員の理解促進を図ります。</p>	学校教育課 こども保健課 出水保健所
学校教育・社会教育に関わる人への情報提供や研修の実施	<p>◆家庭や地域の支援者への情報提供や研修等の実施 PTA、家庭教育学級等で、保護者や地域の人を含めた「命」や「こころの健康」等に関する講演会・研修会等の学習の機会を設けます。</p>	生涯学習課 学校教育課
	<p>◆若年層向けの人材養成研修の実施 若年層を支援する教育関係者（学校教諭、養護教諭）、行政（保健師等）、相談支援事業所相談員、民生委員等を対象とした研修会を実施し、関係機関の連携・強化を図ります。</p>	出水保健所

【目標】

評価指標	目標値
いのちの教育（思春期教育）の実施	6年間で全学校で実施（中学・高等学校）
SOSの出し方に関する教育の実施	6年間で全学校で実施（小・中学校）
教職員への情報提供、研修の実施	年1回

◎ 基本施策6 女性への支援の強化 新

令和4年に閣議決定された自殺総合対策大綱では、重点施策に女性の自殺対策が初めて盛り込まれました。阿久根市こころの健康に関する住民意識調査でも、「心に深刻な問題が発生している可能性が高い状態」にある割合が男性より女性のほうが高いという結果がでており、女性に対する支援を推進していく必要があります。

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

身体や心、環境が急激に変化するこの時期に、安心して妊娠期・出産期・子育て期が過ごせるよう必要な支援を行います。

主な取組・事業	内容	担当部署
母子健康手帳の交付	母子手帳交付時にアンケートを行い、必要に応じて保健指導を行います。また、妊娠中の相談窓口や両親学級、妊婦訪問等の案内を行います。	こども保健課
妊婦訪問	保健師や助産師が妊娠中に訪問等で面談を行い、妊娠期の不安の軽減につなげます。	こども保健課
新生児訪問事業	新生児及び産婦に対し、保健師や助産師による家庭訪問を行い、必要な保健指導を行います。	こども保健課
こんにちは赤ちゃん訪問事業	担当地域の民生委員・児童委員が乳児の家庭を訪問し、地域で見守るつなぎ役としての役割を担い、支援します。	こども保健課 民生委員・児童委員 社会福祉協議会
産後ケア事業	出産後の一定期間、保健指導を必要とする母子が、助産所または産後ケアを実施する医療機関に入所して、母体の保護・保健指導等のサービスを受ける支援を推進します。	こども保健課
乳幼児健康診査	乳幼児期に健診を行うことにより、育児に関する情報の提供や保健指導・栄養指導・歯科指導等を行い、育児不安を軽減し、安心して子育てができるよう支援します。また、乳幼児の発育・発達の確認及び健康障害の早期発見に努めます。	こども保健課
子育て支援カフェ	保健センターにおいて、妊婦及び乳幼児の母子を対象に、気軽な相談や交流の場として子育て支援カフェを開設し、相談支援を行います。	こども保健課 地域子育て支援センター

(2) 相談窓口等の充実

主な取組・事業	内容	担当部署
女性健康支援センター事業	思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠、出産についての悩み等、女性の健康に関する情報提供や相談・指導を行います。	出水保健所

心配ごと相談（再掲）	弁護士による法律全般の相談、司法書士による多重債務問題等の相談、行政書士会による心配ごと相談の開催をするとともに、相談の周知を図ります。	社会福祉協議会
行政相談（再掲）	行政に関する困りごとの相談を受け、相談者の困りごとの解決へつなげます。	総務課
こころと身体の健康相談（再掲）	定例の「まちの健康相談室」を設け、心身の不調やストレス等による不安や悩み等について相談支援を行い、必要に応じ医療機関や他の相談機関につなぎ、支援します。	こども保健課
D V に関する相談支援（再掲）	配偶者、パートナーから暴力を受けている方への相談支援を実施し、関係機関の紹介、相談内容に応じた支援を行います。	企画推進課 その他関係各課

【目標】

評価指標	目標値
子育て支援カフェの利用者増	年間延べ 80 組以上

2 重点施策

本市における現状を踏まえ、自殺のハイリスク群である「高齢者」「勤務・経営者」「無職者・失業者・生活困窮者」を対象とする対策を重点的に取り組みます。

★ 重点施策1 高齢者に対する取組

高齢者は、死別や離別、病気をきっかけに、閉じこもりや抑うつ状態から孤立や孤独に陥りやすく、地域のつながりが希薄である場合には、周囲の人が変化や問題に気付くのが遅れ、自殺リスクが高まることがあります。

本市の高齢化率は 43%を超える（令和6年3月末）、今後、独居高齢者や認知症高齢者等の増加も考えられ、介護に関する悩みや問題も一層増えていくことが予測されます。

そこで、引き続き高齢者支援の充実を図り、関係機関の連携を強化するとともに、高齢者本人はもとより家族や介護者等への支援も充実させ、高齢者が生きがいを持ち住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくりを目指します。

(1) 包括的な支援のための連携推進

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
地域包括支援センターの運営	<p>高齢者の相談窓口として、（介護・福祉・医療・権利擁護など）様々なサービスを包括的、継続的に提供し支援を行います。</p> <p>また、地域包括ケア推進の中核的な機関として、基盤整備や地域の関係者間のネットワーク構築などを行います。</p> <p>運営協議会を開催し、関係者・関係機関と共に地域課題や必要な施策等の検討を行う中で、自殺対策との連動についても協議します。</p>	介護長寿課
地域ケア会議 └ 個別ケア会議 └ 実務者会議 └ 代表者会議	医療や介護等の多職種が、高齢者の個別課題の検討や地域に共通した課題の明確化、必要な資源の開発や地域づくりについて検討する場であり、自殺対策の課題についても共有し、関係者の連携推進を図ります。	介護長寿課
生活支援体制整備事業	生活支援コーディネーターを配置し、地域の課題を地域住民自らが把握し、課題解決に向けた仕組みづくりを検討します。また、高齢者等の生活に必要な多様な生活支援サービスを地域住民と協力して構築していきます。	介護長寿課 社会福祉協議会
地域における共助の基盤づくり事業	<p>見守りが必要な高齢者や支援を必要とする人等の情報を集約し、「支え合いマップづくり」の取組等を通じ、住民自身が地域の状況を再確認できるようにしています。</p> <p>また、この取組を通して、緊急時の意識付けや地域の実情に応じた支え合い活動の充実を図る</p>	介護長寿課 社会福祉協議会

	ことで、高齢者の孤立を防ぎ、自殺リスクの軽減につなげます。	
高齢者支援の関係者への自殺対策に関する研修(ゲートキーパー養成講座等)	高齢者支援に関わる医療・介護・福祉関係者に、ゲートキーパーの養成講座等を受講する機会を設け、自殺問題への理解を深めてもらうことで、気づきの力を高め、地域のネットワークを強化します。	こども保健課 介護長寿課

(2) 高齢者とその家族等に対する支援の充実

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
高齢者・家族等に関する相談支援	<p>◆総合相談支援 高齢者等の相談を総合的に受け、介護保険や必要と思われる制度、地域資源の情報提供等を行い、関係機関と連携して相談支援に取り組みます。</p> <p>◆権利擁護事業（高齢者虐待、成年後見制度等） 判断能力に不安を抱える高齢者等の成年後見制度活用や高齢者の虐待防止など、権利擁護のために必要な支援を行うことで、自殺リスクの軽減につなげます。</p> <p>◆要援護者訪問相談事業 要援護者訪問相談員が、独居高齢者及び障がい者宅を訪問し、要援護者台帳の登録整備及び相談業務に当たり、支援が必要な場合には、専門医受診の勧奨や関係機関につなげる等の取組を行います。</p> <p>◆在宅高齢者福祉アドバイザー事業 各地区の民生委員等と協力・連携し、在宅高齢者福祉アドバイザーが、要介護高齢者や独居高齢者世帯等の見回りや各種相談対応等を行い、在宅高齢者等の自立を支援する活動に取り組みます。</p> <p>◆各種高齢者支援サービス 各サービスの支援を通じて、課題を抱える高齢者・家族等に早期支援や他機関へのつなぎ等を図ります。 ○ 介護保険サービス 　　居宅介護(訪問・通所介護等)、施設介護 ○ 食の自立支援事業（給食サービス） ○ 緊急通報システム ○ 緊急対応型ショートステイ事業 等</p> <p>◆福祉サービス利用支援事業(日常生活自立支援事業) 高齢者や障がい者で自らの判断能力に不安のある方に対し、福祉サービスの利用の手続き、日常生活の金銭の支払い等を支援します。</p>	介護長寿課 福祉課 社会福祉協議会 居宅介護支援事業所 民生委員・児童委員 在宅高齢者福祉 アドバイザー

	<p>◆おれんじカフェ（認知症カフェ） 認知症の当事者やその家族、地域の方が悩みの共有や情報交換を行う場を設けることで、介護者の負担軽減や支援者相互の支え合いを推進します。</p> <p>◆高齢者の健康不安に対する相談支援 うつ傾向や不眠等の訴えがある高齢者について、各機関の相談等により把握した場合、かかりつけ医から専門医への受診勧奨や必要な関係機関の支援につなげるよう、高齢者支援や自殺対策に関する相談窓口の周知を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 心配ごと相談 ○ こころと身体の健康相談 介護予防把握事業によるチェックリスト 	
	<p>◆認知症初期集中支援推進事業 認知症の疑いのある方や認知症の方及びその家族に関わり、早期対応・早期受診につなげ、必要なサービスを検討し、適切なサービスの提供を行うことで、自殺リスクの軽減を図ります。</p>	こども保健課 介護長寿課
		介護長寿課

(3) 高齢者の社会参加の促進と孤独・孤立の予防（居場所づくり・生きがいづくり）

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
高齢者の孤独・孤立の予防、地域とのつながり強化	<p>高齢者の地域の通いの場・交流の場等の育成支援を行う中で、自殺対策の普及啓発も併せて行い、孤立の予防や地域の支え合い活動等を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ ころばん体操教室の運営支援 ○ いきいきサロンの活動支援 ○ 老人クラブ育成事業(さわやかクラブ連合会) ○ 「支え合いマップづくり」の取組支援 ○ 民生委員による高齢者世帯の見守り活動 	介護長寿課 社会福祉協議会
高齢者の社会参加、生きがいづくり、人材育成	<p>◆学習機会の提供、地域の支援者の育成 各種講座等を開催し、学習機会の提供や支援を行い、生きがいづくりにつなげ、地域の支援者となりうる人材育成を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生涯学習講座 ○ 高齢者学級 ○ 協力員の養成研修 等 	生涯学習課 介護長寿課
	<p>◆高年齢者労働能力活用事業 シルバー人材センターが高齢者の能力を生かした就労の場を発掘し、役割や生きがいをもって社会に貢献できる就労環境・場所を提供します。</p>	介護長寿課 シルバー人材センター
	<p>◆高齢者元気度アップ・ポイント事業 高齢者の健康づくりやボランティア活動に対して、元気度アップ・ポイントを付与し、介護予防・社会参加の促進、生きがいづくりを推進します。</p>	介護長寿課 社会福祉協議会

【目標】

評価指標	目標値
高齢者支援関係者のゲートキーパー養成 講座・自殺対策研修の実施事業所数	6年間で4か所以上
ころばん体操教室の実施地区	60か所以上

★ 重点施策2 勤務・経営者への取組

本市の自殺者の状況について、R 1～5年で見ると、職業別では被雇用者・勤め人が一番多い状況です。

また、本市は、ストレスチェックや産業医設置が義務付けられていない従業員50人未満の小規模事業所が98%と多く、小規模事業所ではメンタルヘルス対策に遅れがあることが指摘されています。そのため、事業所や地域産業保健センター等の関係機関と連携を図り、従業員の健康管理やメンタルヘルスの取組を推進します。

また、長時間労働や経営の悪化による生活困窮など、様々な要因が自殺のリスクを高める大きな要因となることから、雇用の促進や中小企業の健康経営に関する取組など、関係機関と連携を図り、労働者や経営者への相談支談体制の充実を図ります。

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
職場におけるメンタルヘルス対策の推進	◆職場のメンタルヘルス対策 ストレスチェックの推進や実施後の相談体制の取組を推進し、職場環境の調整等ができるよう、関係機関と連携して支援します。	北薩地域産業保健センター 各事業所 健康づくり賛同事業所
	◆メンタルヘルス対策支援事業 対面、電話等によるメンタル不調の予防から職場復帰までの相談支援、管理監督者を対象とした教育への支援を行います。	北薩地域産業保健センター
	◆事業所向け「こころの健康教室」 市内事業所に勤務する若年層を中心に、メンタルヘルスやストレスの対処法等の健康教育を行い、意識啓発を図ります。	こども保健課
経営上の問題や雇用の課題等への相談支援	◆経営の相談 中小企業の経営安定を図り、継続した事業活動への支援を行います。 ○ 中小企業経営相談 ○ 県等の中小企業振興資金融資制度 ○ 中小企業振興資金利子補助金 等	阿久根商工会議所 商工観光課
	◆雇用対策に係る事業 ○ 求職者の就労相談 ○ 求人求職相談 ○ 就職面接会 ○ 就職支援セミナー等の実施 ○ 創業支援補助金の交付 等	商工観光課 阿久根商工会議所 出水公共職業安定所 (ハローワーク出水)
	◆雇用対策計画に基づく支援 市関係各課及びハローワークとの連携による雇用の促進・安定化を図ります。 また、雇用対策連携協定に基づき、支援対象者(障がい者、生活困窮者、母子世帯等)の自立に向けた就労支援、必要に応じたフォローアップ等	商工観光課 福祉課 出水公共職業安定所 (ハローワーク出水)

	の支援を、関係機関と連携して取り組みます。	
労働者の働きやすい環境づくりの整備	<p>◆障がい者等への就労に向けた相談支援 就労を希望する障がい者等への就労に向けた支援、職場適応に向けた支援等を行います。</p> <p>◆働く世代への情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 相談窓口の周知 ハローワーク窓口にリーフレットを置き、メンタルヘルスや消費生活・福祉・多重債務等の相談先の普及啓発を行います。 また、勤務・労働問題に関する相談窓口一覧を作成し、市関係各課等に設置し、普及啓発を図ります。 ○ 労働相談 国・県等が行う労働相談等の事業（過重労働、ハラスメント等に対する相談支援）について周知します。 	出水公共職業安定所 (ハローワーク出水)

【目標】

評価指標	目標値
働く世代への情報提供の実施回数	年2回

★ 重点施策3 無職者・失業者、生活困窮者に対する取組

本市は、R1～5年で、失業者・年金等生活者・その他無職者の割合が56%と高い状況です。生活困窮の背景としては、失業や事業不振、病気や障がい、離婚、介護、多重債務、依存症など深刻な問題を複合的に抱えていることが多いと考えられ、経済的な困窮に加えて地域からも孤立しがちであり、自殺リスクが高い傾向にあります。

このため、様々な分野の関係部局、関係機関が密接に連携し、生きることの包括的な支援の取組を進めていきます。

(1) 生活困窮を抱えたハイリスク者への個別支援

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
生活保護制度による各種扶助	生活困窮の程度に応じて必要な保護を行い、最低限の生活を保障するとともに、その自立を促します。また、受給世帯の抱える課題を把握し、必要に応じて適切な支援先につなげます。	福祉課
生活困窮者自立支援事業 (自立相談支援事業)	生活困窮者の抱えている課題をアセスメントし、関係機関との連携を図り、必要な情報提供や各種相談支援を行います。	福祉課 社会福祉協議会
生活福祉資金貸付事業	低所得世帯・障害者世帯・高齢者世帯等への資金貸付を行います。生活保護申請者の生活保護受給までの間の生活費としても活用している制度であり、周知を図りながら、必要としている世帯に支援を行います。	社会福祉協議会
各関係部署の相談支援と連携の強化	関係窓口において、生活苦の悩みや様々な問題を抱える方に、早期に気づき、問題が深刻化する前に関係機関と連携しながら、包括的な支援へつなげます。 ○ 納税・保険料に関する相談 ○ 公営住宅家賃滞納に関する相談 ○ 水道料金等の徴収業務 ○ 市民相談、行政相談 ○ 総合相談支援事業 (相談支援事業所に委託、障がい福祉等の相談) ○ 心配ごと相談(社会福祉協議会) (一般相談、弁護士・司法書士の専門相談) 消費生活相談(多重債務相談)等	税務課 福祉課 市民課 商工観光課 総務課 都市建設課 水道課 社会福祉協議会 相談支援事業所
ひとり親世帯、子どもへの支援	ひとり親家庭は貧困に陥りやすく、また孤立しやすい等、抱える問題に早期に気づき、保護者や子どもへの必要な支援を、関係機関との連携により取り組みます。 ○ 児童扶養手当支給 ○ ひとり親家庭等医療費助成 ○ 子どもの学習支援事業(生活困窮者自立支援) ○ 就学援助 等	福祉課 教育総務課

(2) 無職者・失業者等に対する相談窓口の充実

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
失業者等に対する職業相談	<p>求職者の要望や相談を聞き取り、適切な就労先への支援を行うとともに、必要に応じてその他の課題に関する相談・支援先につなげるよう、相談体制の充実を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 就労相談、就労支援セミナー ○ 求人・求職相談、就職面接会 	出水公共職業安定所 (ハローワーク出水)
被保護者、生活困窮者への就労支援	<p>生活保護受給者、障がい者、生活困窮者、母子世帯等の支援対象者の自立に向けた就労支援、必要に応じたフォローアップ等の支援を、関係機関と連携して取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被保護者就労支援事業 ○ 生活困窮者自立支援事業（就労準備支援事業）（障がい者、生活困窮者、母子家庭等の特定求職者に対する就労支援） 	福祉課 出水公共職業安定所 (ハローワーク出水)
ひきこもり者への相談支援	<p>家族や民生委員、相談支援事業所等の地域の支援者を通じて相談窓口の周知を図り、必要に応じて訪問・面談等による支援を行い、関係機関と連携した取組を進めます。</p> <p>また、居場所・働く場所づくり等の自立支援に向け、地域の事業所等の理解を得る取組等について検討します。</p>	福祉課 こども保健課 相談支援事業所 出水保健所

(3) 関係者的人材育成・資質向上による連携の強化

主な取組・事業	内 容	主な担当部署
各分野の関係職員を対象としたゲートキーパー養成講座や自殺対策の研修	<p>各分野の関係職員を対象としたゲートキーパー養成講座や自殺対策の研修を開催し、失業、生活苦、健康問題等の問題が深刻化する前に、気づき、必要な相談・支援先につなげられるよう共通認識を図り、関係機関の連携を強化します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 市関係課職員（会計年度任用職員含む） 生活保護、障がい福祉、児童福祉、介護保険、課税・徴収、公営住宅、保険証発行、水道料金徴収、市民相談、行政相談、消費生活相談 ○ 相談支援事業所相談員 (障がい福祉等の相談支援) ○ 社会福祉協議会職員 	総務課 こども保健課 福祉課 社会福祉協議会

【目標】

評価指標	目標値
関係者向けゲートキーパー養成講座開催	6年間で4か所以上

第5章 自殺対策の推進体制

1 推進体制

本計画の推進にあたっては、県と連携を図るとともに、広く関係者や市民等の協力を得て、それぞれの役割分担のもとで一体となって対応することが重要です。

庁内では、関係部署で構成する自殺対策関係者連絡会を中心に、組織横断的に対策を推進します。

また、保健・医療・福祉・教育・警察・消防・民間団体等で構成される阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会を核として、関係機関等の連携を強化し、計画の総合的、効果的な推進に努めます。

○ 阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会

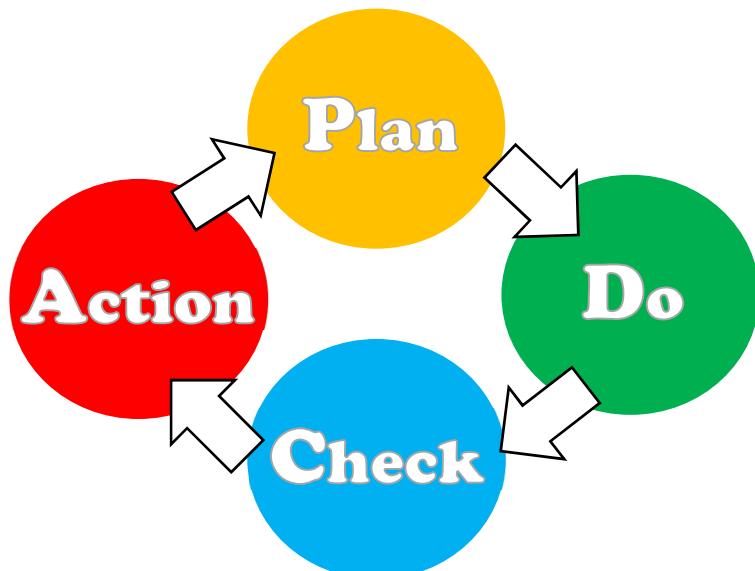
地域の民間団体・関係機関・行政の代表で構成する協議会において、各関係機関のネットワーク構築及び強化を図り、地域全体での自殺対策の取組を推進します。また、市の現状・課題の共有を行い、自殺対策計画の進行・管理、評価を行います。

○ 阿久根市自殺対策関係者連絡会

庁内関係各課及び出水保健所、社会福祉協議会の関係者間で、情報を共有し、自殺対策の具体的取組の検討や担当者間の連携の強化を図ります。

2 進捗状況の把握

計画期間中は、事業・取組についてP D C Aサイクルによる適切な進行管理を行います。進行管理は、阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会及び阿久根市自殺対策関係者連絡会において、定期的に施策の進捗状況を把握・点検し、その状況に応じて事業・取組を改善していきます。



(1) 阿久根市いのち支える自殺対策計画の数値目標

指 標	現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	評 価
平均自殺者数	平均 3.2 人 (平成 30～令和 4 年)	平均 2.1 人未満 (令和 7～令和 12 年)	※自殺統計

(2) 計画（施策）の評価指標

評価指標	計画策定前現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
基本施策 (1) 地域におけるネットワークの強化			
阿久根市いのち支える自殺対策推進協議会	年 2 回 (計画策定年度)	年 1 回以上	※計画策定年度を除く
阿久根市自殺対策関係者連絡会	年 3 回 (計画策定年度)	年 2 回	※計画策定年度を除く
基本施策 (2) 自殺対策を支える人材の育成			
ゲートキーパー養成講座の受講者数（市民）	165 人 (令和 2～5 年度)	6 年間で延べ 120 人以上	
市職員のゲートキーパー養成講座（自殺対策研修）の開催回数	年 1 回 (延べ 4 回 310 人)	年 1 回	
ゲートキーパーを知っている人の割合（知っている + 言葉のみ知っている）	21.4%	40%	市民アンケートによる割合
基本施策 (3) 住民への啓発と周知			
こころの健康づくり講演会の開催	年 1 回 (令和 3 年度～)	年 1 回	
自殺予防週間・自殺対策強化月間の認知度	54.9% (令和 6 アンケート調査)	70%	
自殺対策に関するパンフレット、カード等の設置又は周知する場所	105 か所	増やす (10 か所以上設置)	
基本施策 (4) 生きることの促進要因への支援			
自殺対策関連の相談機関の認知度（内容まで知っている人の割合）	15%	30%	市民アンケートによる割合

評価指標	計画策定前現状値 (令和 6 年度)	目標値 (令和 12 年度)	備 考
基本施策 (5) 子ども・若者への支援の強化			
いのちの教育（思春期教育）の実施	中学校 3 校 (令和 2 ~ 5 年度)	6 年間で全学校実施	中学・高等学校 4 校
SOS の出し方に関する教育の実施	12 校	6 年間で全学校実施	小・中学校 10 校
教職員への情報提供、研修の実施	年 1 回	年 1 回	
基本施策 (6) 女性への支援の強化			
子育て支援カフェの利用者増	—	年間延べ 80 組以上	
重点施策 (1) 高齢者に対する取組			
高齢者支援関係者のゲートキーパー養成講座・自殺対策研修の実施事業所数	3 団体 (延べ 4 回)	6 年間で 4 か所以上	
ころばん体操教室の実施地区	54 か所	60 か所以上	
重点施策 (2) 勤務・経営者への取組			
働く世代への情報提供の実施回数	年 2 回	年 2 回	
重点施策 (3) 無職者・失業者、生活困窮者に対する取組			
関係者のゲートキーパー養成講座・自殺対策研修の実施事業所数	2 か所 (延べ 4 回)	6 年間で 4 か所以上	